

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月23日

【事業年度】 第25期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 エン・ジャパン株式会社

【英訳名】 en Japan Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 越智 通勝

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03(3342)4506

【事務連絡者氏名】 管理本部長 高橋 康正

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03(3342)4506

【事務連絡者氏名】 管理本部長 高橋 康正

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	42,725	54,544	67,716	67,661	65,678
経常利益 (百万円)	7,939	10,138	4,072	5,369	5,943
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,502	6,628	2,695	4,196	7,628
包括利益 (百万円)	3,357	7,242	3,067	4,649	8,250
純資産額 (百万円)	36,856	41,160	35,125	32,161	37,618
総資産額 (百万円)	46,644	56,215	51,967	48,974	56,942
1株当たり純資産額 (円)	810.66	903.89	816.84	777.70	905.56
1株当たり当期純利益金額 (円)	78.19	147.71	60.98	102.38	186.76
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	77.96	147.38	60.24	100.52	183.34
自己資本比率 (%)	77.8	72.2	66.8	64.8	65.0
自己資本利益率 (%)	9.5	17.2	7.2	12.6	22.2
株価収益率 (倍)	43.68	19.99	37.37	26.35	8.80
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,652	11,453	4,447	6,430	8,062
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,150	3,086	4,220	4,060	843
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,983	1,813	9,246	7,855	3,021
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	26,835	33,389	24,384	19,178	23,584
従業員数 (名)	2,853	2,928	3,380	3,317	3,430
[ほか、平均臨時雇用人員]	-	-	[356]	[492]	[455]

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期の期首から適用しており、第22期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 当社は、「株式給付信託(J-E S O P)」制度を導入しております。当制度の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有している当社株式を、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
3. 平均臨時雇用人員について、当該臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満である連結会計年度は、記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月
売上高 (百万円)	26,919	35,281	42,951	47,918	47,523
経常利益 (百万円)	6,763	10,292	3,331	3,387	4,555
当期純利益 (百万円)	3,082	7,341	2,638	2,883	7,003
資本金 (百万円)	1,194	1,194	1,194	1,194	1,194
発行済株式総数 (株)	49,716,000	49,716,000	49,716,000	49,716,000	49,716,000
純資産額 (百万円)	36,698	41,496	35,133	31,050	35,246
総資産額 (百万円)	45,565	51,347	46,136	43,102	48,914
1株当たり純資産額 (円)	816.26	921.00	821.16	750.75	847.86
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	37.1 (-)	70.1 (-)	70.1 (-)	70.1 (-)	70.1 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	68.83	163.61	59.71	70.35	171.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	68.62	163.24	58.98	69.07	168.30
自己資本比率 (%)	80.2	80.6	75.7	71.1	70.8
自己資本利益率 (%)	8.3	18.8	6.9	8.8	21.4
株価収益率 (倍)	49.62	18.04	38.17	38.35	9.58
配当性向 (%)	53.9	42.8	117.4	99.6	40.9
従業員数 (名)	1,407	1,450	1,848	2,135	2,254
[ほか、平均臨時雇用人員]	-	[177]	[353]	[492]	[134]
株主総利回り (比較指標：TOPIX(配当込み)) (%)	170.7 (142.1)	151.3 (145)	121.5 (153.4)	145.7 (216.8)	97.0 (213.4)
最高株価 (円)	3,620	4,695	3,210	2,905	2,838
最低株価 (円)	1,687	2,541	1,606	2,084	1,643

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期の期首から適用しており、第22期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 当社は、「株式給付信託(J-E S O P)」制度を導入しております。当制度の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有している当社株式を、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております
3. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
4. 2025年3月期の1株当たり配当額70円01銭については、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。
5. 平均臨時雇用人員について、当該臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満である事業年度は、記載を省略しております。

2 【沿革】

年月	概要
2000年 1月	東京都新宿区においてインタ・ネットを利用した求人求職情報サイトの企画・開発・提供並びにそのシステムの運営を目的としてエン・ジャパン株式会社を設立。
2月	「[en]社会人の就職情報」(現「エン転職」)をオープン。
7月	人材紹介会社の集合サイト「[en]転職コンサルタント」(現「ミドルの転職」)をオープン。
2001年 6月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場(現・東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)市場)へ上場。
2003年10月	当社の求人広告に著作権が発生することが裁判で認められる(求人広告史上初)。
2004年 6月	株式会社日本ブレンセンターの会社分割により、新卒採用関連事業、教育・評価関連事業を承継。
2009年10月	企業の従業員向け教育・集合研修サービス「エンカレッジ」(現「エンカレッジオンライン」)を開始。
2010年 8月	人材紹介会社「ウォールストリートアソシエイツ株式会社」(現「エンワールド・ジャパン株式会社」)を連結子会社化。
2011年11月	就職・転職に活かせる口コミサイト「カイシャの評判」(現「en Lighthouse」)をオープン。
2012年 6月	WEB/IT/ゲーム業界専門エンジニア・クリエイターのキャリア情報サイト「CAREER HACK」をオープン。
12月	女性の正社員転職情報サイト「[en]ウィメンズワーク」をオープン。
2013年 4月	ベトナム最大手の求人サイト及び人材紹介を展開している「Navigos Group, Ltd.」及び「Navigos Group Vietnam Joint Stock Company」を連結子会社化。 人材紹介「エン エージェント」サービス開始。
2014年 6月	インドの人材紹介会社「New Era India Consultancy Pvt, Ltd.」を連結子会社化。
2015年10月	インターネットを利用した社員教育・研修サービス「エンカレッジオンライン」を開始。
11月	「[en]チャレンジ!はたらく」を、アルバイト求人サイト「エンバイト」にリニューアルオープン。
2016年 2月	オンライン結婚支援サービスを提供する「エン婚活株式会社」(現「エン婚活エージェント株式会社」)を設立。
8月	採用サイト作成・応募者管理・転職意向者へのスカウト機能を持つ採用支援ツール「engage(エンゲージ)」の提供開始。
2017年 4月	20代の若手ハイキャリア向け求人サイト「AMBI」をオープン。
10月	企業の採用管理システム等を提供する「株式会社ゼクウ」を連結子会社化。
12月	従業員の離職リスク可視化ツール「HR OnBoard(HR オンボード)」のサービス提供を開始。
2018年 6月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更。
2019年 3月	インドのIT人材派遣会社「Future Focus Infotech Pvt. Ltd.」を連結子会社化。 UI・UXデザインカンパニー「アウルス株式会社」を連結子会社化。
2020年 1月	国内最大級のフリーランスエンジニア・デザイナー向けの案件検索エンジンサイト「フリーランススタート」を運営する「株式会社 Brocante」を連結子会社化。
10月	リファレンスチェックサービス「ASHIATO」のサービス提供を開始。
2021年 3月	社員・アルバイト向け求人サイト「エンゲージ」をオープン。
8月	セールス及びマーケティングのノウハウ・リソース提供を通じ、企業の業績向上を支援する「エンSX(セールストラנסフォーメーション)」事業を開始。
2022年 4月	東京証券取引所プライム市場へ市場変更。
2025年 2月	ダイレトリクルーティング採用のRPO領域に特化する「株式会社VOLLECT」を連結子会社化。

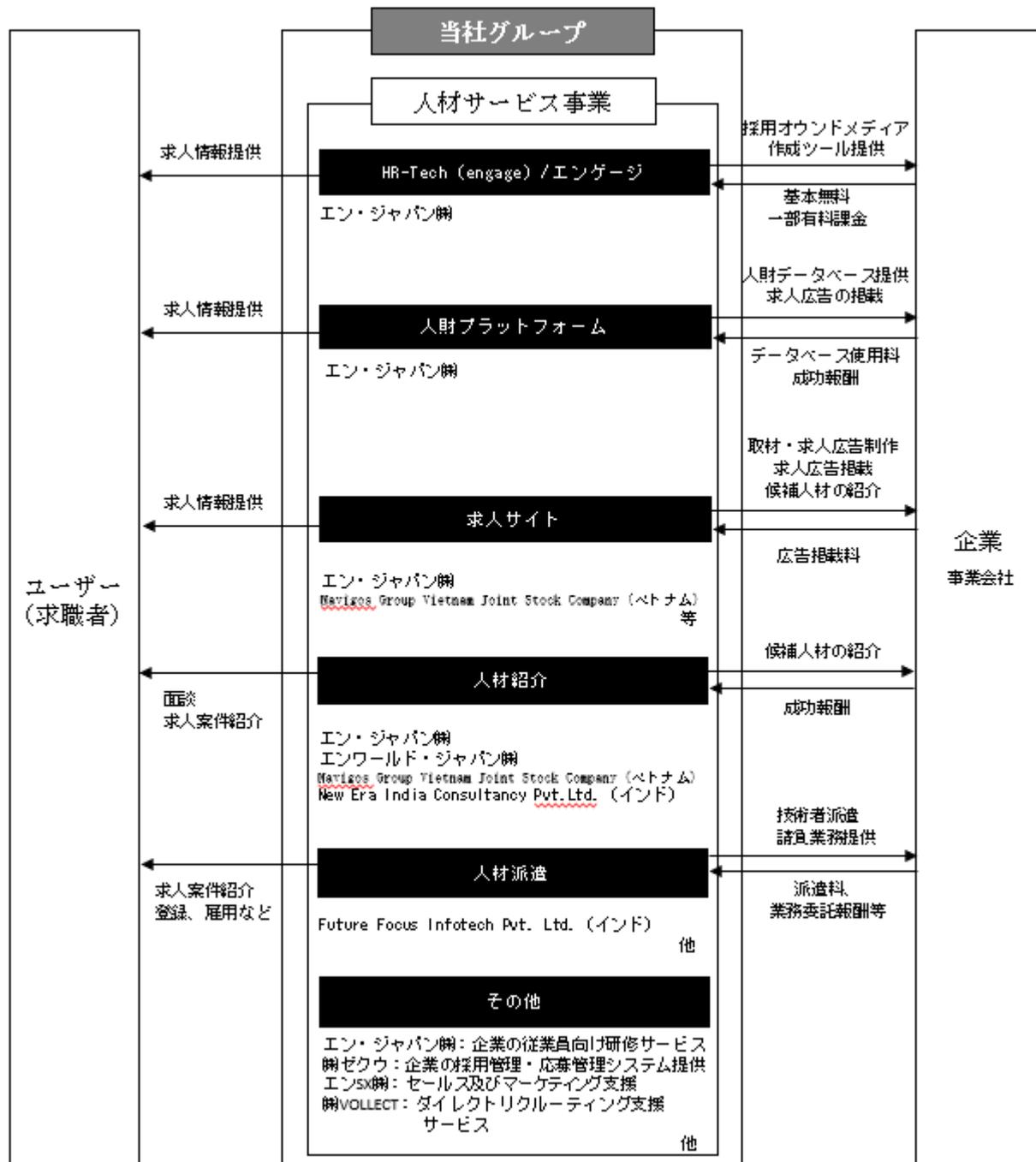
3 【事業の内容】

当社グループの報告セグメントは、「人材サービス事業」の単一セグメントとなります。2025年3月31日現在、当社及び連結子会社13社によって構成されております。

人材サービス事業における主な提供サービス内容は次のとおりであります。

主なサービス名	サービス内容	事業主体
「engage」	採用支援 HR - Techサービス	エン・ジャパン(株)
「AMBI」	若手ハイキャリア特化型求人サイト 人財プラットフォームサービス	
「ミドルの転職」	ミドル世代向けハイクラス求人サイト 人財プラットフォームサービス	
「エン転職」	総合転職情報サイト	
「エン派遣」	人材派遣会社の集合サイト	
「[en]ウィメンズワーク」	女性向け求人情報サイト	
「エンバイト」	アルバイト求人情報サイト	
「エン エージェント」	人材紹介	
「iroots」	新卒学生向けスカウト サービス	
企業の人材活躍を支援する各種サービスの提供		
人事制度、評価制度コンサルティング		
「en world」	日本国内のグローバル企業 向け人材紹介及び人材派遣	エンワールド・ジャパン(株)
「Vietnam Works」 「Navigos Search」	ベトナムにおける求人広告 サイト及び人材紹介	Navigos Group Vietnam Joint Stock Company
「New Era India」	インドにおける人材紹介	New Era India Consultancy Pvt. Ltd.
インドにおけるIT人材派遣		Future Focus Infotech Pvt. Ltd.
採用管理システム・業務管理システムの提供		(株)ゼクウ
「エンSX」	セールス・マーケティング支援	エンSX(株)
「PRO SCOUT」	ダイレトリクルーティング採用にお けるRPO支援	(株)VOLLECT

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社) エンワールド・ ジャパン株式会社	東京都中央区	65百万円	人材紹介 人材派遣	100.0%	役員の兼任あり
(連結子会社) en-Asia Holdings Ltd. (注)1	中華人民共和国 香港特別行政区	460百万HKD	事業会社への投資	100.0%	役員の兼任あり
(連結子会社) Navigos Group, Ltd. (注)1、(注)2、(注)3	ベトナム社会主 義共和国 ホーチミン市	1百万USD	求人サイトの運営 人材紹介	100.0% (100.0%)	役員の兼任あり
(連結子会社) Future Focus Infotech Pvt,Ltd. (注)3	インド共和国 チェンナイ市	25百万INR	IT人材派遣	99.3% (85.8%)	役員の兼任あり
(持分法適用関連会社) 株式会社Hajimari	東京都渋谷区	100百万円	人材紹介	21.4%	

(注)1. 特定子会社であります。

2. Navigos Group, Ltd.の登記上の住所は、英領ヴァージン諸島であります。

3. 「議決権の所有割合」欄の(内書)は、間接所有であります。

4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5. 上記の他連結子会社9社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

6. Future Focus Infotech Pvt,Ltd.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	7,629百万円
	経常利益	479百万円
	当期純利益	352百万円
	純資産額	2,006百万円
	総資産額	4,730百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
人材サービス事業	3,430 (455)

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
 2. 臨時従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 4. 当社グループは、人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
2,254 (134) 名	30歳9ヶ月	4年3ヶ月	5,331千円

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員は含んでおりません。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 4. 平均年間給与は、1年以上継続して就業した従業員の給与、賞与及び基準外賃金の平均であります。
 5. 当社は、人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社 エン・ジャパン(株)

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合 (注1)	男性労働者の 育児休業取得率 (注2)	労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
25.4%	23.9%	72.1%	88.0%	74.7%

[管理職に占める女性労働者の割合]

2011年度末で12.3%だった女性管理職比率が25.4%と2倍超となっております。また女性役員比率も25年3月時点で18.2%と同じく2011年度末と比較して上昇しております。

当社では2012年より「エンを世界で一番、女性が活躍する会社にする」ための女性主導の社内プロジェクト「WOMenLABO」を推進し、女性活躍を多面的に支援しております。

[男性育児休業等取得率]

出産前後に必要な休暇については、収入の減少を避けるために従業員が有給休暇取得を選択することが多く、男性の育児休業等取得率は23.9%となっております。

当社では男性の持続的な育児環境整備を重視しており、育児と仕事を両立しやすいよう在宅勤務やフレックスタイム制を積極的に取り入れております。また子どもが生まれる前の男性社員向けに「プレバランチ」を開催し、パートナーの体調について理解を深めたり、準備しておくべきことなどを確認したりする機会を設けております。

[男女の賃金の格差]

当社では多様な働き方を認めており、特に時短勤務をする従業員が、正規雇用労働者、パート・有期労働者ともに増えております。時短勤務の希望者は女性従業員のほうが多く、それが賃金差の要因のひとつです。また全労働者のうち、パート・有期労働者(女性および短時間勤務者が相対的に多い)が占める割合が高まっていることも要因として挙げられます。

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

(4) 労働組合の状況

当社グループには労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループが属する国内人材ビジネス市場環境は、少子高齢化による生産年齢人口の減少や産業構造の変化等による労働力不足が急速に進んでおります。

当社は今後、更なる雇用の流動性の高まりや人材獲得競争の激化に加え、求職者及び採用企業によるサービス利用の多様化や選別が一層進むものと考えております。

労働力不足は労働供給の制約から生産およびサービス提供機会の減少、そして経済成長鈍化に繋がることから、企業による人材獲得競争はより激しさを増しています。また一方で、企業は賃上げや離職防止施策の強化、リスクリテラシー対策や各種制度の充実に努めています。結果、特定の業種や地域で人手が極端に不足するなどの労働市場のミスマッチが起きており、中小企業を中心に採用難や人件費高騰などによる倒産も増加傾向にあります。

今後も労働供給の構造的課題はさらに深刻になるものと考えており、それに伴い、求職者においては転職志向の変化による業界を跨いだ転職が促進され、一方、企業においては事業継続にも影響を及ぼす人材獲得競争がより活発化し、更なる雇用の流動性の高まりとともに二極化が進むものと思われ、労働市場の改革と社会全体における人材活用の再設計が求められます。

また、海外における人材ビジネス市場環境は、当社グループが展開しているインド、ベトナムはともに中長期的に高い経済成長が見込まれており、人口が多く平均年齢も若いことから、人材ビジネスの成長期待が高いと考えております。足元では世界経済における摩擦や分断などの影響を受け各々の国内経済活動及び採用活動の縮小及び停滞がみられるものの、IT・テクノロジー分野を中心に市場成長期待及び同分野の人材ニーズは依然として高く、インド、ベトナムの成長期待は引き続き高いものとみております。

当社グループは、2027年3月期を最終年度とする5カ年の中期経営計画を策定し収益拡大を図ってまいりました。その間、前述の通り事業環境は急速に変化し経営方針および事業戦略の見直しが喫緊の経営課題となり、中期経営計画の大幅な見直しが必要となりました。

深刻化する人材不足は、社会にとって大きな課題です。

人と組織の問題解決を使命とする当社グループにとっては、成長の機会でもあります。

当社は、新たな経営体制に移行し、事業ポートフォリオの再構築およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化や経営の意思決定の更なる迅速化を図ってまいります。

事業活動を通じ人と企業のより良い出会いを生み出し、社会の活力向上に貢献する役割を果たし、企業価値向上に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) ガバナンス

当社は、「誰かのため、社会のために懸命になる人を増やし、世界をよくする」というパーパス（存在意義）のもと、「人」、そして「企業」の“縁”に関わる領域でビジネスを展開しております。その中で、地球環境の保全や、従来からの固定観念にとらわれないイノベティブな事業創造のための多様な人材の活躍を推進するため、サステナビリティに関する施策を行っております。

それらの施策を進めるため、以下の体制のもとで、サステナビリティに関する課題や具体的な取り組みの方向性などを審議・決定するとともに、課題の取り組み実績をモニタリングいたします。

組織または部署	役割
取締役会	リスク管理委員会が立案した各施策に関して議論を行い、必要に応じて施策の見直しや推進体制の改善指示などを通じてモニタリングを行います。
リスク管理委員会	サステナビリティ関連のリスクに関する議題がある場合は、管理本部長（事務局）から報告を受け、サステナビリティ関連のリスクに関する議題について検討・協議を行います。課題に関する施策等が決定された場合は取組内容の進捗状況を監督します。
経営会議	サステナビリティ関連のリスクに関する議題がある場合は、管理本部長（事務局）から報告（共有）を受けます。
管理本部	サステナビリティ関連のリスクについて、管理本部、経営戦略本部、人財戦略室の各部署から情報を収集します。管理本部長（事務局）が内容の取りまとめを行い、リスク管理委員会、経営会議に報告を行います。

(2) 戦略

当社は設立以来「ビジネスを通じた社会課題の解決」に取り組んでおり、マテリアリティとして掲げております。慈善・文化支援活動ではなく、影響力と継続性を兼ね備える「本業」の中で、業界、ひいては社会全体をより良く変革していくという信念を貫いてきました。この信念のもと、サステナビリティに関する取組にも国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に照らし合わせ、本業での社会貢献に取り組んでおりますが、特に「働きがいも経済成長も」「質の高い教育をみんなに」の2つは、当社の事業との関連性が非常に強い項目であり、入社後の活躍による仕事人生の充実や経済成長、社会人向けの教育サービスの普及や質的向上、さらにAIを活用したマーケティング支援や新しい価値の創出など、非HR領域を含め様々な形でSDGs達成に貢献できると考えております。

[環境負荷軽減への取組み]

当社の事業の特性上、環境へのインパクトは少ないですが、企業行動憲章において、「環境保全の重要性を強く認識し、環境問題に真摯に取り組むと同時に、事業活動に対する社会からの理解を得るよう努める」ことを定めております。国内外の環境関連法や条例等の規制等を遵守するとともに、事業における環境負荷の軽減、社員への環境に関する教育・啓発等を行っております。

イ. ペーパーレス化の推進

当社は、社内会議において、原則として紙を使用いたしません。データによる資料共有およびプロジェクターによる投影等により実施しており、取締役会等においても同様の方針であります。また、承認書類等の電子化の取り組みも積極的に進めております。

ロ. 省エネ活動の促進（移動に伴う環境負荷の低減）

従業員のリモートワーク体制を整備し、オンラインによる顧客企業との商談や求職者との面談を積極的に推進することにより、移動に伴う環境負荷の低減につなげております。

[人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針]

当社における人材の育成及び社内環境整備に関する方針は、従業員一人ひとりの「CareerSelectAbility®」を

高めることです。CareerSelectAbility®(キャリア自己選択力)とは、当社オリジナルの言葉であり、いかなる状況においても自身が望むキャリアを選べるだけの実力、つまり、仕事内容や働く企業、外部環境が変化しても、活躍が続けられるような普遍的な能力を指しています。高いCareerSelectAbility®を有する人材を増やすことは、組織としての変化への適応力を高め、当社の持続的な成長・発展を加速させます。また、従業員個人としての人生の充実・幸福度合いにも影響を与えるものとして、非常に重視している観点です。

そのため、当社においてはCareerSelectAbility®の獲得・発揮度合いを人事評価の基準としており、その獲得・発揮につながる仕事のアサインメントや上司-部下のコミュニケーション促進、また各種人事制度や教育カリキュラムの提供を行なっております。これらの人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を通して、持続的な能力開発を支援してまいります。

(3) リスク管理

当社では、リスクに機動的に対応できるようリスク管理委員会を設置し、全社重要リスク対応策の立案、実施、評価および改善などを行う、全社リスクマネジメント体制を構築しています。サステナビリティに関連するリスクも全社リスクと統合され、取締役会及び経営会議等にて報告および議論しております。

また、リスク管理体制を強化することは、当社の社会的評価や人材を守り、当社の持続的成長と企業価値向上に向けた重要な要素であると考えます。そのため、サステナビリティ関連を含めた多様なリスク管理を今後も強化していく必要があり、リスク管理委員会の活動をより一層推進していかねばならないと考えております。

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、管理するための過程として、次のとおりのプロセスの構築を予定しており、リスク管理体制を強化してまいります。

リスク及び機会を特定・評価するプロセス

リスク管理委員会は、管理本部、経営戦略本部、人財戦略室の各部署からサステナビリティ関連のリスクに関する議題の報告を受け、リスクと機会の識別及び評価を行います。主管部署との連携のうえ、検証を行い、対処すべきリスクと機会の優先順位付けを行います。

リスク及び機会を管理するプロセス

リスク管理委員会は、各種リスクに対する取り組みについてモニタリングを実施します。取締役会はリスク管理委員会から定期的な報告を受け、各種リスク及び機会に関し管理・監督を行います。

(4) 指標及び目標

[環境負荷軽減への取組み]

上記「(2)戦略」において記載した環境負荷軽減への取組みに関して、当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。なお、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているものの、連結グループに属するすべての会社では行われていないため、連結グループにおける記載が困難であります。そのため、当社の指標及び目標を記載しております。

項目	指標	目標 (2026年3月期)	実績 (2025年3月期)
ペーパーレス化の推進	社内電子化割合(注2)	100.0%	100.0%
省エネ活動の促進(移動に伴う環境負荷の低減)	C02排出量 Scope2 (電気使用量)(注3,4)	428.2t-C02/年	358.9t-C02/年
	エネルギー消費量 Scope2 (電気使用量)(注3,4)	4,733.5MWh/年	3,654.8MWh/年

(注) 1. 当社(全国オフィス)の紙使用量に対するエン・ジャパン単体の売上高指数(2019年3月期を100とする)であります。

2. 当社の申請業務(稟議・押印)における電子化割合であります。

3. 当社のうち、主要拠点である東京・大阪・名古屋オフィスが対象であります。各契約事業会社の排出係数および入居ビル提供による排出係数をもとに算出しております。

4. エネルギー使用量の大半を占める東京オフィスは、入居しているビル全体のC02排出量を基に按分した数値

を使用し削減目標を設定しております。なお、ビル全体の運営状況や他テナントの活動が排出量に影響を与えるため、当社の努力が直接的に排出量削減に結びつかない場合がありますが、引き続き環境負荷低減に向けた取り組みを進めてまいります。

[人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績、指標及び目標]

また、当社では、上記「(2)戦略」において記載した人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標として、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりです。なお、当該指標等に関する目標および実績は、当社における人事制度で用いている評価指標であります。各連結子会社の規模・制度の違いから一律記載は困難であることから、当社の指標及び目標を記載しております。

指標	目標 (2026年3月期)	実績 (2025年3月期)
CareerSelectAbility®のスコアが上がった従業員の比率 (毎年度末に実施している360度評価における前年度比)(注1)	50.0%	54.9%

- (注) 1 . CareerSelectAbility®のスコアが上がった従業員の比率は、「当事業年度のスコアが前事業年度のスコアを上回った従業員数」÷「前事業年度及び当事業年度いずれも評価対象となる従業員数」により算定しております。
- 2 . CareerSelectAbility®は『7つの考え方』及び『20の能力』で構成されており、これらの達成度合いが人事評価指標となっている正社員を対象としております。当該従業員は360度評価を受け、合計27の設問ごとに5段階評価がなされます。27の評価スコアの平均をCareerSelectAbility®のスコアとしております。

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性がある主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項について、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(特に重要なリスク)

(1) 景気の変動、雇用情勢及び感染症について

当社グループの事業は景気動向や雇用情勢等の影響を受けやすいものであり、当社グループの想定を超えた経済環境の変化があった場合は、当社グループの業績に影響を与えうるリスクであると考えております。特に、大規模かつ深刻な感染症が流行した場合は、当社グループの事業活動に影響を及ぼし、当社グループの業績にも影響を与える可能性があります。当社グループでは、感染症拡大に関するリスクへの対応策として、従業員及び顧客企業の安全確保と感染拡大防止策やBCP（事業継続計画）を整備し、有効な防疫対策を講じた上で事業が継続できる体制の構築に努めています。

(2) 個人情報保護について

個人情報の外部漏洩はもちろん、不適切な利用、改ざん等の重大なトラブルの発生は、当社グループの業績に影響を与えうるリスクと考えております。

当社グループは、個人情報の管理を事業運営上の最重要事項と捉え、個人情報を取り扱う際の業務フローや権限、組織体制を明確にし、個人情報保護規程をはじめとした規程や規則等を制定しております。また、従業員を対象としたe-ラーニングなどの社内教育を通じて関連ルールを周知徹底し、個人情報保護法及び関連法令等の法的規制の遵守に努めております。しかしながら、個人情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合には、契約内容にかかわらず法的責任を課せられる危険性があります。あるいは、法的責任まで問われない場合でもブランドイメージが毀損し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) M & Aについて

当社グループは事業拡大の一環としてM & A等を展開しており、今後も必要に応じて実施してまいります。ただし、M & A等は、将来予測を基に実施するものであり、不確実性が伴います。

当社グループでは、M & A等を実施する場合には、対象企業の財務内容や契約関係等について詳細な事前調査・検討を行い、極力不確実性を排除するように努めております。しかしながら、M & A後に、偶発債務等の発生や事業環境の変化等により計画通りの事業展開を行えなかった場合は、のれんや関係会社株式の減損処理が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 内部管理体制の充実及び法令遵守について

当社グループは国内外において子会社、関係会社が増加しており、それに比例して不正行為等による法令違反の発生可能性が増加することが想定されます。

当社グループは、これらのリスクの低減のため、各種法令・ルールに則った規程等を制定するとともに、その遵守を担保するため、内部統制システムを整備しております。また、代表取締役社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置し、国内外を問わず、監査を通じて当社グループ全体における法令・ルール等の遵守状況の確認等を行っております。しかしながら、人的要因及び急激な事業環境の変化により、内部統制に関する制度の構築、運用、モニタリングのいずれかが十分に機能しない場合、様々な事業リスクを適切に管理できず、業績に影響を与える可能性があります。また、内部統制に関する制度が完全にその機能を果たしたとしても、これらは違法行為のすべてを排除することを保証するものではなく、従業員による重大な過失、不正、その他の違法行為等が生じた場合には、訴訟や損害賠償等の発生により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 技術開発に伴うサービスの陳腐化について

インターネット関連事業は技術革新が著しく、新技術、新サービスが常に生み出されております。当社グループ事業はインターネットと深く関わっており、競争力のあるサービスを提供し続けるためには、かかる新技術及び新サービスを適時に提供することが重要になります。

当社グループでは、ユーザーやクライアントから寄せられる様々なリクエストを吸い上げ、自社システムに反映することや、新技術を用いた質の高いサービスを提供するため、各企画部門が中心となり関係部署と協議の上、新規サービスを開発する体制をとっております。また、新技術を持ち当社サービスとシナジーが発揮できる企業と、業務資本提携やM & A等を実施することで、技術革新に積極的に対応しております。しかしながら、他社が極めて革新的な新サービスを開発し、かつこれに対抗するためのサービスの提供が遅れた場合には、業界内での競争力の低下を招き、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(重要なりスク)

(1) 第三者との係争について

当社グループは、自らが事業を展開する国又は地域の法令等を遵守しておりますが、事業活動に関して重要な訴訟等が提起され、当社グループに不利な判断がなされた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 大規模自然災害、ネットワーク障害等について

当社グループの事業はコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や電力供給の停止、通信障害等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの対象事業を営むことができなくなる可能性があります。また、何らかの原因で一時的な過負荷によって当社グループ又はインターネット・サービス・プロバイダーのサーバーが作動不能に陥ったり、外部からの不正な手段によるサーバーへの侵入等の犯罪や役職員の過誤によるネットワーク障害が発生する可能性があります。これらの障害が発生した場合には当社グループに直接的損害が発生するほか、サーバーの作動不能や欠陥等に起因して、当社グループの信頼が失墜し取引停止等に至ったり、当社グループに対する訴訟や損害賠償請求等が発生することも想定されます。また、大規模なネットワーク障害、大地震等の災害が発生した場合、ユーザーにおける消費活動の萎縮などが生じえます。この場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特有の法的規制等に係るものについて

当社グループは、自らが事業を展開する国又は地域の法令等を遵守する必要があります。また、一定の事業においては各国・地域の許認可等を取得する必要があります。

当社グループがこれら法令等の違反又は許認可等を失った場合には、対象事業を営むことができなくなる可能性があります。更に、将来当社グループに適用される法令等の新設又は改正、司法・行政解釈等の変更がある場合は、それに応じた体制整備を迫られ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 海外子会社について

当社グループの中には海外子会社がありますが、海外子会社の運営に際しては為替変動リスクがあるほか、各国及び各地域等の経済情勢、政治情勢、法規制、税制等の変化による影響や、ビジネス慣習の違い等、特有の業務上のリスクがあります。今後、当社グループ内に占める海外子会社の売上、利益の割合が増加し、各国及び各地域等の経済情勢等に変動があった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 新規事業について

当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業を開拓していく方針であります。実施にあたってはリスクを軽減するために必要な情報収集及び検討を実施しておりますが、不確定要素が多く存在する可能性があり、新規事業の展開が予想通りに進まない場合、また、新規事業への取り組みに付随したシステム投資・研究開発費・広告宣伝費・人件費等の追加的な支出が発生した場合や、当初見込んでいた収益が得られなかった場合は、固定資産の減損の兆候に該当する可能性があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 事業領域について

当社グループは、「人材採用・入社後活躍」を支援する企業としてこれまで培ってきたノウハウ及びブランド力を活用できる領域を中心に事業を推進しております。しかしながら、当該市場規模の縮小や成長鈍化、又は当社グループにおける各種サービスの競争力低下や価格下落等の要因により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 競合について

当社グループが事業を展開する市場では、各分野において多数の競合他社が存在しております。これらの競合他社が当社グループより低い価格で同水準のサービスを展開した場合や、個人ユーザーを取り込む斬新なサービスを提供した場合、当社グループのシェアが下がり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 人的資産について

当社グループが成長に向けて企業基盤を拡充するためには、営業体制の強化や技術開発が不可欠であると考えていることから、優秀な人材の確保・育成には重点的に取り組んでおります。今後、更なる業容拡大を目指す上で、必要な人材を確保・育成できない場合や事業ノウハウを持った人材が社外へ流出した場合には、当社グループの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

また、人材の確保・育成が順調に進んだ場合でも、人件費、設備コスト等の固定費が当社グループの想定以上に増加した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) ストック・オプション制度による株式価値の希薄化について

当社グループはストック・オプション制度を採用しており、今後ストック・オプションが行使された場合には、株式価値が希薄化する可能性があります。

今後これらストック・オプションが行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が最大で3.13%希薄化する可能性があります。

(10) 検索エンジンへの対応について

インターネットユーザーの多くは、検索サイトを利用して必要な情報を入手しており、当社グループの各サービスにおいても、これら検索サイトから多くの利用者を集客しております。当社グループでは、担当部署を設け検索エンジンの仕様変更等に対応できる体制を整えております。しかしながら、今後、検索エンジン運営者における上位表示方針の変更やシステムトラブル等、何らかの要因によって検索結果の表示が当社グループにとって優位に働かない場合には、当社グループの集客効果は減退し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 特定の取引先業種との取引について

当社グループは特定業種に拘らず幅広い業種・職種を対象として営業活動を行っております。しかし、求人求職サービスの需要はその時々を経済情勢と密接な関係があり、特定の産業に偏るといった結果になることが予想されます。今後も幅広い業種・職種を対象として営業活動を展開する方針ですが、特定業種の好不況が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(12) 広告宣伝活動について

広告宣伝活動は、一般に効果を予測することが困難であり、過大な広告宣伝費の支出は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループの事業拡大には、当社グループのブランド認知度を向上させることが重要であり、専門部署による適切な管理のもと、既存媒体を含めた広告宣伝活動を積極的に展開しております。しかしながら、広告宣伝活動の内容によっては費用の増大に繋がるリスクがあります。

(13) 知的財産権侵害等について

当社グループは、提供する各種サービスの名称等における商標権やコンテンツにおける著作権等、多数の知的財産権を保有しております。当社グループは、知的財産権における権利の保護、維持、取得を適正に行っておりますが、第三者との間で知的財産権に関する訴訟の当事者となる可能性があります。その結果、損害賠償等の費用が発生し、当社グループの事業遂行及び業績に影響を与える可能性があります。

逆に、第三者が当社グループのサービスと同一・類似の名称を無断で使用した場合には、ユーザーの誤謬を招いたり、当社グループの評判・信用が毀損され、業績に影響を与える可能性があります。

(14) 代表取締役への依存について

代表取締役会長兼社長である越智通勝は、当社グループの経営方針や事業戦略全般の策定等、多方面において重要な役割を果たしております。

代表取締役が1名であるため、依存リスクが高いとも考えられますが、当社グループでは、代表取締役に過度に依存しない経営体質の構築を進めており、今後より一層代表取締役に権限集中しない経営体質を目指してまいります。但し、何らかの理由により代表取締役に不測の事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与

える可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは求人情報サイトの運営・人材紹介・教育評価を中心に、「人材採用・入社後活躍」の支援事業をメインに展開しております。

国内外の労働市場では人材の流動性が高まり、働き方やキャリア観も多様化が進み、生成AIをはじめとするテクノロジーの進展により採用や人材育成の在り方も根本から見直される時代を迎えています。特に国内では、人手不足が深刻化し、社会にとって大きな課題になっています。人と組織の問題解決を使命とする私たちにとっては、成長の機会でもあります。

その中で、当社グループはパーパス「誰かのため、社会のために懸命になる人を増やし、世界をよくする～Inner Calling&Work Hard～」を掲げ、創業当時の志に立ち返り、「信頼される企業であるかどうか」という問いに、真正面から向き合っています。

当連結会計年度において、HR-tech engage、人財プラットフォームは高成長となったものの、国内求人サイトで効率化を図り広告宣伝費を減らしたことで利用企業数が減少したこと、海外事業においては契約形態を見直したことで売上計上方法をグロス計上からネット計上へ変更した影響（925百万円の減少）から、売上高65,678百万円（前期比2.9%減）となりました。総費用は、HR-tech engageや人材紹介を中心に人員増強を行い人件費は増加しましたが、昨年まで大幅投資をしていた広告宣伝費を減少させた結果、59,785百万円（前期比4.3%減）となりました。

これらの結果、営業利益は5,892百万円（前期比14.2%増）、経常利益は5,943百万円（前期比10.7%増）となりました。また、特別利益で株式会社タイミーの投資有価証券売却などにより、投資有価証券売却益5,456百万円の計上、営業外費用で支払手数料332百万円の計上などがあったことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は7,628百万円（前期比81.8%増）となりました。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日）	当連結会計年度 （自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日）	増減	増減率
売上高	67,661	65,678	1,983	2.9%
営業利益	5,161	5,892	731	14.2%
経常利益	5,369	5,943	574	10.7%
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,196	7,628	3,432	81.8%

主要な事業の概況（管理会計ベース）

（単位：百万円）

		前連結会計年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日）	当連結会計年度 （自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日）	増減	増減率	
投資	HR-Tech engage	7,193	9,657	2,464	34.3%	
	人財プラットフォーム	7,091	7,806	714	10.1%	
既存	国内	求人サイト	29,396	25,000	4,396	15.0%
		人材紹介	9,871	9,895	24	0.2%
		その他	3,349	5,102	1,752	52.3%
	海外	11,616	10,148	1,467	12.6%	

各事業の売上高合算と連結売上高との差異は、事業間調整及び連結調整等によるものであります。

(HR-Tech engage)

2024年7月に新コンセプト「すべての人の、仕事選びに」としてブランド刷新を行い、転職、アルバイト・パート、新卒等あらゆる仕事選びを支え、当社が大切にしてきた「入社後活躍」を実現していくブランドとして定義しました。また当社の企業クチコミサイトの連携も行き「エンゲージ会社の評判」としてこれまで以上に多面的な情報収集を可能とし、ミスマッチのない仕事選びのサポート実現を目指しました。

新ブランドのもと、求職者獲得を目的としたプロモーションを実施した結果、会員数は555万人（昨年対比+181万人）と増加しました。会員数が増えることで利用企業も増え、総利用アカウント数は68万件、公開求人数は211万件と国内トップクラスの採用サービスとして成長を続け、売上高が増加しました。一方で掲載求人数、求職者数を活かした十分なマッチングの創出が出来ず、計画を下回ることとなりました。

これらの結果、HR-Tech engageの売上高は前期比34.3%増の9,657百万円となりました。

(人財プラットフォーム)

求職者獲得を目的とした広告宣伝費投資を積極的に実施した結果、会員数は433万人（昨年対比+51万人）に増加しました。今期はミドルの転職を中心にハイキャリア層の採用需要は高く、人材紹介会社、一般企業ともに利用企業が増加したことで売上高が増加しました。

これらの結果、人財プラットフォームの売上高は前期比10.1%増の7,806百万円となりました。

(国内求人サイト)

エン転職において効率化を目指し、広告宣伝費を減らしたことで利用企業が減少した結果、売上高が減少となりました。派遣会社向け求人サイトでは大手派遣企業が出稿を抑えており、売上高が減少となりました。一方、新卒向けのスカウト型求人サイトは新卒採用におけるスカウト型採用の広まりを背景に売上高が増加となりました。

これらの結果、国内求人サイトの売上高は前期比15.0%減の25,000百万円となりました。

(国内人材紹介)

エンエージェントは期初に新卒を多く増員しましたが、既存人員に対しての新卒社員数が多く生産性向上に苦戦し、売上高が減少となりました。

エンワールド・ジャパンではハイキャリア層の採用需要の高まり、またコンサルタントの生産性向上により売上高が増加となりました。

これらの結果、国内人材紹介の売上高は前期比0.2%増の9,895百万円となりました。

(海外事業)

インドIT派遣は契約形態を見直したことで売上計上方法をグロス計上からネット計上変更と（前期比925百万円の減収）、IT需要も前連結会計年度並みで推移したことにより減収となりました。

ベトナムは国内でトップシェアである求人サイトをメイン事業としており、ベトナムは中国・アメリカの景気影響を受け、国内の景況感が回復せず売上高は前期並みとなりました。

これらの結果、海外事業の売上高は前期比12.6%減の10,148百万円となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当社グループの主たるサービスは、求人サイトの運営及び人材紹介であるため、生産に該当する事項がありません。よって、生産実績に関する記載はしてありません。

受注実績

当連結会計年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
人材サービス事業	67,490	+0.1	10,064	+4.7

- (注) 1. 当社グループの事業は単一セグメントであります。
 2. 関係会社間取引については相殺消去をしております。
 3. 派遣形態は、サービスの提供量に応じて対価を得るため受注実績には含まれておりません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
----------	----------	----------

人材サービス事業	65,678	2.9
----------	--------	-----

- (注) 1. 当社グループの事業は単一セグメントであります。
2. 関係会社間取引については相殺消去をしております。

(2) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ7,968百万円増加し、56,942百万円となりました。

このうち流動資産は6,029百万円増加し、37,089百万円となりました。これは現金及び預金が5,712百万円、受取手形、売掛金及び契約資産が421百万円増加し、未収消費税等が301百万円減少したこと等によるものであります。また、固定資産は1,938百万円増加し、19,853百万円となりました。これは、投資有価証券が1,040百万円、ソフトウェアが810百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

負債合計につきましては、前連結会計年度末に比べ2,510百万円増加し、19,323百万円となりました。このうち流動負債は2,410百万円増加し、16,540百万円となりました。これは未払法人税等が1,767百万円、未払金が327百万円、前受金が242百万円が増加したこと等によるものであります。また、固定負債は100百万円増加し、2,783百万円となりました。

(純資産)

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ5,457百万円増加し、37,618百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上7,628百万円、為替換算調整勘定が627百万円増加した一方、配当金の支払3,023百万円減少したこと等によるものです。

なお、当社グループでは各セグメントの資産情報を資源配分や業績評価のために使用することはないことから、セグメント別資産情報は作成しておりません。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度に比べて4,405百万円増加し、23,584百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、8,062百万円のプラス（前連結会計年度は6,430百万円のプラス）となりました。これは、税金等調整前当期純利益10,982百万円、減価償却費2,782百万円、投資有価証券売却益5,456百万円があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、843百万円のマイナス（前連結会計年度は4,060百万円のマイナス）となりました。これは、投資有価証券の売却及び償還による収入5,341百万円、定期預金の払戻による収入4,885百万円、無形固定資産の取得による支出3,767百万円、定期預金の預入による支出5,828百万円、があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、3,021百万円のマイナス（前連結会計年度は7,855百万円のマイナス）となりました。これは、配当金の支払額3,021百万円があったこと等によるものであります。

当社グループでは、主として営業活動によるキャッシュ・フローにより、必要とする資金を調達しております。また、取引銀行2行と当座貸越契約（極度額11,000百万円）を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

なお、重要な設備の新設等の計画はありません。

財務方針

当社は、中長期的な利益成長の観点から、事業ステージに応じた適切な投資を図りつつ、ブランド投資や設備投資、& A、出資など株主価値向上に資する戦略的な投資を行っていくことを基本方針としております。

また、株主還元を強化することを掲げ、利益配当金につきましては経営成績、財政状態および今後の事業展開に備えるための内部留保も勘案のうえ実施することを基本方針としております。

2026年3月期の配当金につきましては、配当性向50.0%、1株あたりの年間配当計画は24円00銭を予定しております。

配当性向は「親会社株主に帰属する当期純利益」を算定根拠としております。

配当性向の算定に用いる1株当たり当期純利益については、自己株式を除く株数で親会社株主に帰属する当期純利益を除いておりますが、この自己株式には株式給付信託（J-ESOP）分を含めて算定しております。実際には、株式給付信託分の株式についても配当を行うため、当社が設定する配当性向はこれを加味したものととなります。

資金使途

主に人件費及び広告宣伝費を中心とした運転資金、法人税の支払い、配当金の支払いに資金を充当しております。また、テクノロジー分野を中心としたM&A及び出資を強化する方針に基づき、資金を充当しております。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、総額3,806百万円の投資を実施いたしました。主な投資内容につきましては、各サイトのサービス拡充のための投資として人材サービス事業において実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年3月31日現在における設備及び従業員の配置は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物	器具及び 備品	ソフトウェア 等	合計	
本社他 (東京都新宿区他)	人材 サービス事業	事務所設備 Webサイト等	61	12	7,753	7,828	2,254

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 帳簿価額のうち「ソフトウェア等」は、無形固定資産の「ソフトウェア」及び「その他」に含まれるソフトウェア仮勘定であります。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4. 主要な設備の建物については、全て賃借建物にかかわる内装設備等であります。年間賃借料は531百万円であります。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	187,200,000
合計	187,200,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	49,716,000	49,716,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株 であります。
合計	49,716,000	49,716,000		

(注) 提出日現在発行数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2015年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 執行役員 3 従業員 12(注)1
新株予約権の数(個)	312[292](注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 62,400[58,400](注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2015年7月1日～2033年6月30日(注)3、4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 943 資本組入額 472
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利行使、権利放棄及び人事異動により、2025年5月31日現在において、取締役6名及び元従業員1名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。
3. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2018年7月1日から2033年6月30日
行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
4. 当社は、2017年9月29日付で、当該新株予約権の保有者である全ての取締役、執行役員及び従業員(退任した者及び退職した者を除きます)との間で割当契約書の変更を行い、権利行使期間については、上記(注)3.から下記に変更されております。
権利行使期間：2020年7月1日から2033年6月30日
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を動議の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
下記、新株予約権の取得条項に準じて決定する。
以下の、
又はの議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記、新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
上記にかかわらず、新株予約権者は、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の期間内において、以下の(ア)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、(注)4に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
(ア) 新株予約権者が新株予約権を行使することができる期間の最後の1年前の日までに地位喪失日を迎えなかった場合
新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間
(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

決議年月日	2016年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 7(注)1
新株予約権の数(個)	25[20](注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000[4,000](注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2016年9月1日～2033年6月30日(注)3、4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,784 資本組入額 892
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利放棄及び人事異動により、2025年5月31日現在において、取締役2名及び従業員1名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。
3. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2018年7月1日から2033年6月30日
行使条件： 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
4. 当社は2017年9月29日付で、当該新株予約権の保有者である全ての従業員(退職した者を除きます)との間で割当契約書の変更を行い、権利行使期間については、上記(注)3.から下記に変更されております。
権利行使期間：2021年7月1日から2033年6月30日
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
下記、新株予約権の取得条項に準じて決定する。
以下の、
、
、
又は
の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記、新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
上記にかかわらず、新株予約権者は、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の期間内において、以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、（注）4に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
（ア）新株予約権者が新株予約権を行使することができる期間の最後の1年前日までに地位喪失日を迎えなかった場合
新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間
（イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

決議年月日	2017年8月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 32(注)1
新株予約権の数(個)	21(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2017年9月30日～2033年6月30日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,897 資本組入額 1,949
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のうちいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利行使、権利放棄及び人事異動により、2025年5月31日現在において、従業員6名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。
3. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2022年7月1日から2033年6月30日
行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
下記、新株予約権の取得条項に準じて決定する。
以下の 、 、 又は の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記、新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
上記にかかわらず、新株予約権者は、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の期間内において、以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、（注）4に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
（ア）新株予約権者が新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間の前日までに地位喪失日を迎えなかった場合
新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間
（イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

決議年月日	2018年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 11(注)1
新株予約権の数(個)	10(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2018年9月1日~2033年6月30日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,883 資本組入額 2,442
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利放棄及び人事異動により、2025年5月31日現在において、執行役員1名及び従業員3名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。
3. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2023年7月1日から2033年6月30日
行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のう

ちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項

下記、新株予約権の取得条項に準じて決定する。

以下の、
、
、
又は
の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について

当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記、新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者は、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の期間内において、以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、（注）4に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）新株予約権者が新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間の前日までに地位喪失日を迎えなかった場合

新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間

（イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

決議年月日	2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5 執行役員 5 従業員 215 子会社取締役 3 (注)1
新株予約権の数(個)	8,837 [8,772] (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 883,700 [877,200] (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)3
新株予約権の行使期間	2022年7月14日～2037年7月13日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,455 資本組入額 728 (注)5
新株予約権の行使の条件	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。 (注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 (注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利放棄及び人事異動により、2025年5月31日現在において、取締役6名、執行役員2名及び従業員173名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2027年7月14日から2037年7月13日まで
行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記9.に準じて決定する。
9. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。なお、当該新株予約権の割り当て後、割当契約書別紙3にて定める評価指標の実績値の確定までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合は、原則として、当該地位喪失の時点をもって新株予約権を放棄するものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上記4.の期間内において、以下に定める場合（ただし、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 当社は、割当契約書及び割当契約書別紙にて定める数値目標の達成度合いに応じて行使することができる新株予約権の数の算定方法を当社取締役会において定め、新株予約権者は、当該数値目標の達成度合いに応じた数の新株予約権のみを行使することができるものとする。また、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

決議年月日	2023年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 87(注)1
新株予約権の数(個)	1,917 [1,892] (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 191,700 [189,200] (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	2023年7月14日～2037年7月13日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,087 資本組入額 1,044 (注)5
新株予約権の行使の条件	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。 (注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利放棄により、2025年5月31日現在において、従業員66名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

権利行使期間：2027年7月14日から2037年7月13日まで

行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。

新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社

の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記6.に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記8.に準じて決定する。
9. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。なお、当該新株予約権の割り当て後、割当契約書別紙3にて定める評価指標の実績値の確定までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合は、原則として、当該地位喪失の時点をもって新株予約権を放棄するものとする。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上記3.の期間内において、以下に定める場合（ただし、上記7.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 当社は、割当契約書及び割当契約書別紙にて定める数値目標の達成度合いに応じて行使することができる新株予約権の数の算定方法を当社取締役会において定め、新株予約権者は、当該数値目標の達成度合いに応じた数の新株予約権のみを行使することができるものとする。また、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

決議年月日	2024年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 75(注)1
新株予約権の数(個)	1,326 [1,284] (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 132,600 [128,400] (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	2024年7月13日～2037年7月12日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,393 資本組入額 1,197 (注)5
新株予約権の行使の条件	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。 (注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利放棄により、2025年5月31日現在において、従業員68名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

権利行使期間：2027年7月13日から2037年7月12日まで

行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。

新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社

の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記6.に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記8.に準じて決定する。
9. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。なお、当該新株予約権の割り当て後、割当契約書別紙3にて定める評価指標の実績値の確定までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合は、原則として、当該地位喪失の時点をもって新株予約権を放棄するものとする。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上記3.の期間内において、以下に定める場合（ただし、上記7.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 当社は、割当契約書及び割当契約書別紙にて定める数値目標の達成度合いに応じて行使することができる新株予約権の数の算定方法を当社取締役会において定め、新株予約権者は、当該数値目標の達成度合いに応じた数の新株予約権のみを行使することができるものとする。また、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年6月30日 (注1)		49,716,000		1,194	177	2,678

(注1) アウルス株式会社を完全子会社とする株式交換により、資本準備金が増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		24	28	60	198	30	5,045	5,385	
所有株式数 (単元)		106,250	19,217	69,074	140,521	124	161,860	497,046	11,400
所有株式数 の割合(%)		21.38	3.87	13.90	28.27	0.02	32.56	100.00	

(注) 1. 自己株式の8,853,024株は、「金融機関」に22,684単元、「個人その他」に65,846単元、「単元未満株式の状況」に24株が含まれております。「金融機関」の22,684単元は、2025年3月31日現在において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有しております。
2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が24単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
越智 通勝	東京都港区	4,383,900	10.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	3,922,500	9.60
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	3,329,600	8.15
一般財団法人エン人材教育財団	東京都新宿区舟町4番4号	3,060,000	7.49
有限会社えん企画	東京都新宿区舟町4番4号	2,184,800	5.35
有限会社エムオー総研	京都府京都市左京区下鴨萩ケ垣内町40-5	1,487,000	3.64
越智 明之	東京都新宿区	1,475,200	3.61
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,105,452	2.71
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY(常任代理人 香港上海銀行)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA(東 京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,090,138	2.67
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL(常 任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB(東京都 新宿区六丁目27番30号)	856,205	2.10
合計		22,894,795	56.03

(注) 1. 上記のほか、自己株式が8,853,024株ありますが、明細より除いております。なお、自己株式数には、2025年3月31日現在において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する2,268,400株を含めておりません。

2. 2025年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、Oasis Management Company Ltd.が、2025年3月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Oasis Management Company Ltd.	ケイマン諸島、KY-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービズ・リミテッド	2,946,942	5.93

3. 2024年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、みずほ信託銀行株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が、2024年11月29日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書に関する変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,276,200	4.58
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1,001,400	2.01
合計		3,277,600	6.59

4. 2024年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が、2024年6月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書に関する変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	1,519,000	3.06
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	494,200	0.99
合計		2,013,200	4.05

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式(自己保有株式) 8,853,000	22,684	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,851,600	408,516	(注)2
単元未満株式	普通株式 11,400		(注)3
発行済株式総数	49,716,000		
総株主の議決権		431,200	

(注)1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が6,584,600株及び株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する2,268,400株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。

3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式24株が含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エン・ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿 六丁目5番1号	6,584,600	2,268,400	8,853,000	17.81
合計		6,584,600	2,268,400	8,853,000	17.81

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-E S O P)」 制度の信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行(信託E 口)	東京都中央区晴海一丁目 8番12号

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 従業員株式所有制度の概要

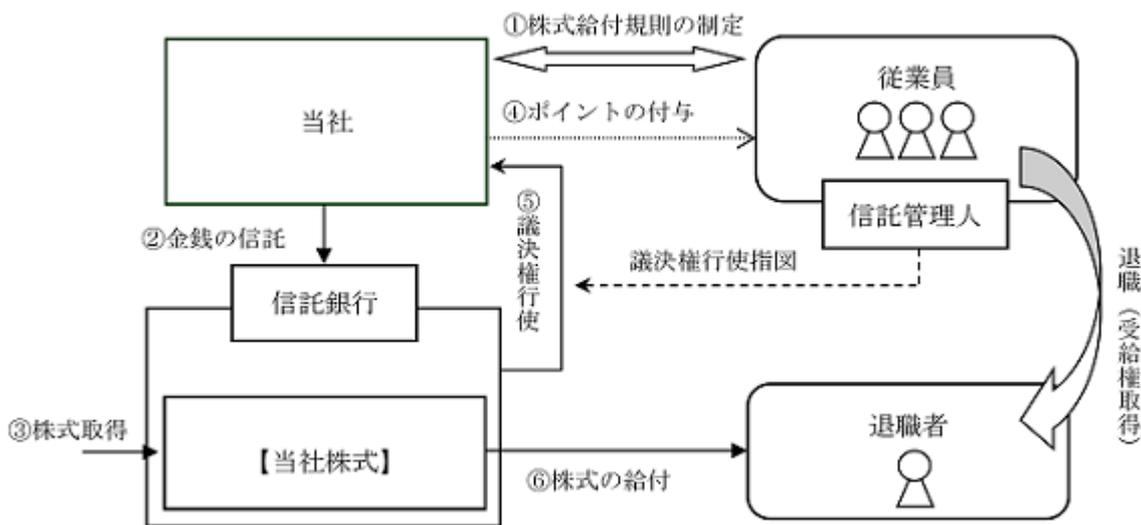
当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」という）を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規則に基づき、当社の従業員にポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。

退職者に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

< 株式給付信託の概要 >



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規則」を制定します。

当社は、「株式給付規則」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規則」に基づき従業員に対し、勤続や成果に応じて「ポイント」を付与します。

信託銀行は、従業員から選出される信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、退職時に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

2. 従業員等に取得させる予定の株式の総数

2025年3月31日現在における日本カस्टディ銀行株式会社（信託E口）が保有する株式数は、2,268,400株であります。

3. 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社の全ての従業員であります。なお、当該従業員には、嘱託、日々雇い入れられる者、臨時に期間を定めて雇い入れられる者は含まれません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得
 会社法第165条第2項による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価格の総額(百万円)
会社法第370条(取締役会決議に代わる書面決議(2025年5月14日))に基づく決議状況(取得期間2025年5月16日~2026年4月30日)	7,800,000	5,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価格の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	240,700	394
提出日現在の未行使割合(%)	96.9	92.1

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日まで取得した株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	3	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の行使)	1,300	2	5,000	10
保有自己株式数	6,584,624		6,820,324	

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2. 当事業年度における保有自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式2,268,400株は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な利益成長の観点から、事業ステージに応じた適切な投資を図りつつ、株主価値向上に資する & A や出資など戦略的な投資を行っていくことを基本方針としております。また、株主還元を強化することを掲げ、利益配当金につきましては経営成績、財政状態および今後の事業展開に備えるための内部留保も勘案のうえ実施することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、2022年5月に公表した中期経営計画において固定配当と定めた1株あたり70円10銭としております。

なお、当社は連結配当規制適用会社であります。

(注) 1. 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年6月24日 定時株主総会(予定)	3,023	70.1

2. 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日とし、会社法第454条第5項に規定する剰余金の配当(中間配当金)をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、その事業を通じて、株主やクライアント等様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、当社グループ全体として経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置づけており、当社グループの健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システム作りに取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ) 企業統治の体制の概要

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると考え、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

取締役会は取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけ、毎月1回開催しております。また、必要に応じ臨時の取締役会を随時開催し、職務執行状況を監視しております。取締役会は、各事業部門及び会社全体の業績の進捗状況を監督するとともに、事業運営における重要事項を審議し対応策を決定しております。取締役会は、提出日(2025年6月23日)現在、代表取締役会長兼社長 越智通勝、取締役 鈴木孝二、常務取締役 河合恩、取締役 寺田輝之、取締役 岩崎拓央、取締役 沼山祥史、社外取締役 坂倉亘、社外取締役 林有理、監査等委員(社外取締役)井垣太介、監査等委員(社外取締役)石川俊彦、監査等委員(社外取締役)西川岳志で構成されております。

当社は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役5名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は5名(内、社外取締役1名)となります。これらが承認可決された場合の取締役会の構成員については、後記「(2) 役員の状況 b.」のとおりであります。

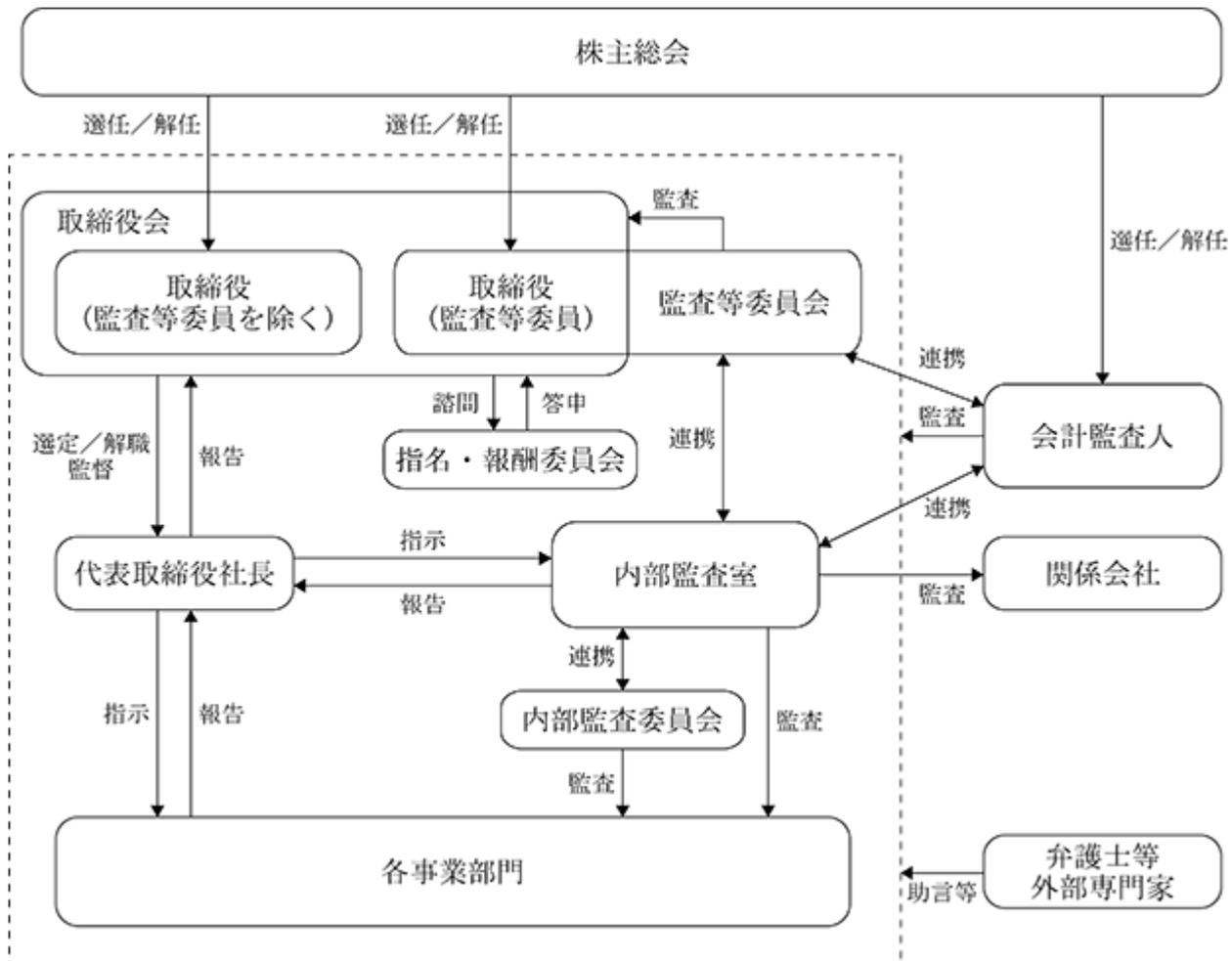
監査等委員会は3名の監査等委員である取締役(うち3名社外取締役)で構成され、原則毎月1回の定例監査等委員会に加え、必要に応じて臨時監査等委員会を開催します。各監査等委員である取締役は、監査等委員会において定められた監査の方針及び業務分担に従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な監査業務について協議するとともに、監査体制の充実を図っております。また、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性を監査するとともに、取締役の職務執行状況についての監査を行っております。監査等委員会は、監査等委員(社外取締役)井垣太介、監査等委員(社外取締役)石川俊彦、監査等委員(社外取締役)西川岳志で構成されております。

なお、取締役の人事・報酬等に係る取締役会の独立性・客観性を一層強化することを目的として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。当該委員会は社外取締役が構成の過半を占めるとともに、監査等委員である社外取締役が委員長を務めており、取締役会の諮問機関として取締役の人事・報酬等に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

また、当社は、戦略的な意思決定機能及び業務執行機能の強化により、変化する経営環境に俊敏に対応し経営効率の向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。当社の執行役員は、提出日(2025年6月23日)現在、常務取締役 河合恩、取締役デジタルプロダクト開発本部長 寺田輝之、取締役HRメディア&テクノロジー採用支援事業部長 岩崎拓央、取締役人材紹介事業部長 沼山祥史、経営戦略本部長 中島純、ハイ・ミドルクラス採用支援事業部長 峯崎直哉の6名であります。

会計監査人とはしましては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査等委員会と連携して監査を行っております。特に高度な経営判断を要する場合には、弁護士、税理士等、外部専門家の意見を聴取し対応しております。

(ロ) コーポレート・ガバナンス体制の模式図



(八) 当該体制を採用する理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると考え、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に基づく内部統制システムの整備に関する基本方針を定めており、今後も、経営の適法性及び効率性の確保、並びに経営を阻害する可能性のあるリスクに対する管理に努めるとともに、激変する環境の変化に対処できるよう、経営体制の整備充実を図ってまいります。

(ロ) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、日々の業務遂行に係るリスクについては、各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役社長に報告され、迅速かつ適切な措置を講じております。

有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に留める体制を構築いたします。

また、当社は反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とし、万一、反社会的勢力から何らかの接触を受けたときは、ただちに警察・弁護士等と連携をとり、組織的に対処いたします。

(ハ) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社及び関連会社（以下、「関係会社」という）の管理は、当社「関係会社管理規程」に従い、管理部門が総括管理し、各関係部門が連携して行っております。同規程に基づき、一定の事項については当社の取締役会決議を求め、又は取締役会及び関係部門への報告を義務付けております。内部監査室及び内部監査委員会は当社における内部監査と同様に、主要な関係会社に対しても内部監査を行い、また、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえて改善を促しております。

(ニ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助すべき使用人が要請された場合は、取締役は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置いたします。この者は、監査等委員会の指示のもと、自らあるいは関連部門と連携して、監査対象の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査等委員を補佐して実査を行います。

(ホ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に

関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査等委員会に報告するとともに、必要がある場合には、監査等委員会の承認を得るものとしております。

また、当該使用人に対する指揮命令は監査等委員会が行います。

(ヘ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者がそれを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査等委員会の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報保護管理状況及びその内容等を速やかに報告しております。

また、当社は役員・使用人に対して、会社の方針、事業活動等が法令・規則又は社内規則・方針に違反している（もしくは違反のおそれがある）と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しております。

監査等委員会に対する報告であるか否かにかかわらず、当社はかかる報告を行った者を公正に取り扱い、一切の報復措置を許容しない体制を構築し、維持しております。

(ト) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払または償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(チ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れる環境を提供しております。

(リ) 責任限定契約
当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める額としております。

(ヌ) 役員等のために締結される保険契約
当社は、取締役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。なお、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約で填補されないことにより、取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(ル) 取締役の定数
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を、定款に定めております。

(ロ) 取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(ワ) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項
(自己の株式の取得の決定機関)
当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

(中間配当)
当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(カ) 株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(ヨ) 取締役会及び指名・報酬委員会の活動状況

(a) 取締役会の活動状況

当社は取締役会を原則として月1回開催しております。

当事業年度における取締役会の活動状況については、以下の通りです。

地位	氏名	出席状況
代表取締役社長執行役員	鈴木孝二	100% (12回 / 12回)
取締役会長	越智通勝	100% (12回 / 12回)
常務取締役執行役員	河合 恩	100% (12回 / 12回)
取締役執行役員	寺田輝之	100% (12回 / 12回)
取締役執行役員	岩崎拓央	100% (12回 / 12回)
取締役執行役員	沼山祥史	100% (12回 / 12回)
社外取締役	村上佳代	100% (2回 / 2回)
社外取締役	坂倉 亘	100% (12回 / 12回)
社外取締役	林 有理	100% (12回 / 12回)
社外取締役 (監査等委員)	井垣太介	100% (12回 / 12回)
社外取締役 (監査等委員)	大谷直樹	100% (2回 / 2回)
社外取締役 (監査等委員)	石川俊彦	100% (12回 / 12回)
社外取締役 (監査等委員)	西川岳志	100% (10回 / 10回)

- (注) 1. 村上佳代氏及び大谷直樹氏は、2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
2. 西川岳志氏は2024年6月26日開催の定時株主総会において新たに取締役に就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会では、主に中期経営計画及びその進捗状況、グループ役員人事、取締役の報酬金額、役員賠償責任保険、指名・報酬委員会の委員の選任、その他経営上の重要な事項及び社内規程の改定などについて議論を行いました。また、取締役全員を対象に取締役会の実効性に関するアンケート調査を行い、その結果を取締役会で分析・評価を実施しております。

そのほか当事業年度における具体的な検討内容は以下の通りであります。

テーマ	検討内容
経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> 経営戦略・経営計画に関する意思決定及びモニタリング 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する事項 子会社のコンプライアンス意識向上に係る課題検討 新経営体制への移行に関する事項
ガバナンス関連	<ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンス報告書に関する検討、改定 政策保有株式に関する保有意義の検証及び処分の承認 IR活動報告 ガバナンスの強化に向けた施策状況の検討 (グループ内部監査の実施体制構築、決裁権限マトリックス (DOA) を整備・運用、グループ会社モニタリング体制の高度化等)
サステナビリティ・人的資本	<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティに関する報告・議論 (入社後ギャップを低減する「オネストリクルーティング」の普及、採用を通じて社会課題の解決に挑む「ソーシャルインパクト採用プロジェクト」、「埋蔵人材」の再配置&活性化、「仕事人生の充実」を実現する多様な働き方の推進等) 労務管理に関する報告・議論 (従業員の残業、メンタルヘルス、勤怠に関する事項等) 報酬制度の見直しに関する検討 従業員の人事制度の見直しに関する検討

決算・財務	<ul style="list-style-type: none"> ・決算短信の承認 ・有価証券報告書等の承認 ・配当・株主還元方針
内部統制関連	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制報告、内部監査報告
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・東京オフィス増床の件 ・ストック・オプション付与の件 ・規程改定の件

(b) 指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度における指名・報酬委員会の活動状況については、2024年4月、5月、6月、2025年2月の全4回開催しております。各委員の出席状況は以下の通りです。

	地位	氏名	出席状況
委員長	社外取締役 (監査等委員)	井垣太介	100% (4 回 / 4 回)
委員	代表取締役社長執行役員	鈴木孝二	100% (4 回 / 4 回)
委員	社外取締役	村上佳代	100% (3 回 / 3 回)
委員	社外取締役	坂倉 亘	100% (4 回 / 4 回)
委員	社外取締役	林 有理	100% (4 回 / 4 回)

注) 1 . 村上佳代氏は2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された指名・報酬委員会の出席状況を記載しております。

指名・報酬委員会では、主に下記に関するテーマで議論を行い、取締役会へ答申しております。

- ・取締役の指名方針と指名手続きに関して議論し、取締役会へ答申を実施
- ・取締役の報酬方針と決定手続きに関して議論し、取締役会へ答申を実施
- ・取締役のスキルマトリックスに関して議論し、取締役会へ答申を実施
- ・取締役候補者及び補欠取締役候補者に関して議論し、取締役会へ答申を実施
- ・取締役の報酬枠と報酬額に関して議論し、取締役会へ答申を実施
- ・株式報酬制度の導入に関して議論し、取締役会へ答申を実施

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2025年6月23日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性9名 女性2名 （役員のうち女性の比率18.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期(年)	所有株式数(株)
代表取締役会長兼社長	越智通勝	1951年1月18日	1983年8月 株式会社日本ブレーンセンター設立、代表取締役 2000年1月 当社設立 2000年7月 当社代表取締役 2008年6月 当社代表取締役会長 2015年4月 当社代表取締役会長執行役員 2022年3月 当社取締役会長 2025年4月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	(注) 2	4,383,900
取締役	鈴木孝二	1971年1月3日	1995年4月 株式会社日本ブレーンセンター入社 2000年1月 当社取締役 2008年6月 当社代表取締役社長 2010年9月 ウォールストリートアソシエイツ株式会社（現「エンワールド・ジャパン株式会社」）取締役 2013年4月 Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員 2017年3月 エンワールド・ジャパン株式会社代表取締役会長（現任） 2020年4月 Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役会長 2023年10月 Future Focus Infotech Pvt. Ltd.取締役 2024年4月 エンS X株式会社取締役（現任） 2025年4月 当社取締役（現任）	(注) 2	62,600
常務取締役執行役員	河合恩	1963年4月12日	1990年1月 株式会社日本ブレーンセンター入社 2005年3月 当社取締役 2013年4月 当社ブランド企画室長 2015年4月 当社取締役執行役員 2021年6月 当社常務取締役執行役員（現任） 2024年8月 当社SI採用推進室長（現任）	(注) 2	59,000
取締役執行役員 デジタルプロダクト 開発本部長	寺田輝之	1979年4月22日	2002年4月 当社入社 2013年4月 当社サイト企画部 部長 2014年4月 当社デジタルプロダクト開発本部長（現任） 2015年4月 当社執行役員 2021年6月 当社取締役執行役員（現任） 2024年7月 当社AIテクノロジー室長（現任）	(注) 2	11,000
取締役執行役員 HRメディア&テクノロジー採用支援事業 部長	岩崎拓央	1981年2月10日	2003年4月 当社入社 2011年10月 当社中途採用支援事業部 首都圏第一営業部長 2013年1月 当社名古屋支店長 2014年4月 当社中途採用支援事業部 企画部長 2016年4月 当社中途求人メディア事業部長 2018年4月 当社執行役員 2021年6月 当社取締役執行役員（現任） 2022年4月 当社engage事業部長 2024年4月 当社HRメディア&テクノロジー採用支援事業部長（現任） 2024年4月 エンS X株式会社代表取締役社長（現任）	(注) 2	7,500
取締役執行役員 人材紹介事業部長	沼山祥史	1982年11月20日	2005年4月 当社入社 2015年3月 当社派遣会社支援事業部 営業部 部長 2016年4月 当社派遣会社支援事業部 事業部長 2018年4月 当社執行役員（現任） 2018年11月 当社人材紹介事業部 事業部長 2022年4月 当社人財プラットフォーム事業部 事業部長 2023年6月 当社取締役執行役員（現任） 2024年4月 当社人材紹介事業部長（現任）	(注) 2	9,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期(年)	所有株式数(株)
取締役	坂倉 亘	1979年1月18日	2001年4月 株式会社コーポレートディレクション入社 2005年1月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ(BCG)入社 2013年1月 同社 Managing Director&Partner 2020年4月 One Capital株式会社 取締役COO(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2022年10月 株式会社COTEN社外取締役(現任) 2023年4月 アガサ株式会社社外取締役(現任)	(注)2	
取締役	林 有理	1980年7月11日	2003年4月 株式会社リクルート入社 2011年1月 同社「スーモマガジン」編集長 2015年2月 有理舎設立(個人事業主) 各種団体や企業等にて広報やまちづくり関連の事業に従事 2017年3月 慶應義塾大学政策・メディア研究科 後期博士課程単位取得退学 2017年10月 大阪府四條畷市 副市長就任 2022年6月 当社社外取締役(現任)	(注)2	
取締役(監査等委員)	井垣 太介	1973年5月4日	2001年10月 弁護士登録 北浜法律事務所入所 2008年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2013年6月 弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員 弁護士(現任) 2018年6月 U-Tグループ株式会社 社外取締役(現任) 当社社外監査役 2020年6月 当社社外取締役 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
取締役(監査等委員)	石川 俊彦	1951年9月6日	1977年4月 昭和監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人)入所 1981年3月 株式会社ビジネスブレイン昭和(現:株式会社ビジネスブレイン太田昭和)入社 1990年2月 公認会計士登録 1991年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 取締役 2001年6月 株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ 代表取締役社長 2009年4月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 代表取締役社長 2014年6月 BBS(Thailand)Co., Ltd. CEO 2020年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 代表取締役会長 2021年6月 当社社外監査役 2022年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 取締役会長 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年6月 BS(Thailand)Co., Ltd. 取締役 2023年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 特別顧問	(注)3	100
取締役(監査等委員)	西川 岳志	1971年4月27日	1994年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニックホールディングス株式会社)入社 2021年10月 ブルーヨングダーホールディングス株式会社 取締役(現任) ゼテス・インダストリーズ株式会社 取締役(現任) 2022年4月 パナソニックコネクト株式会社 取締役執行役員常務CFO兼DEI推進担当 2023年4月 同社取締役執行役員シニア・ヴァイス・プレジデントCFO兼DEI推進担当 2023年6月 同社代表取締役執行役員シニア・ヴァイス・プレジデントCFO兼DEI推進担当 2024年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年4月 同社代表取締役執行役員エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントCFO兼DEI推進担当(現任)	(注)3	
合計					4,533,500

- (注) 1. 取締役の坂倉亘、林有理、井垣太介、石川俊彦及び西川岳志の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の越智通勝、鈴木孝二、河合恩、寺田輝之、岩崎拓央、沼山祥史、坂倉亘及び林有理の各氏の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の井垣太介、石川俊彦及び西川岳志の各氏の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2022年6月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
5. 当社の監査等委員会の構成については、次のとおりであります。
 委員長 井垣太介、委員 石川俊彦、委員 西川岳志
6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期(年)	所有株式数(株)
大槻智之	1972年4月1日	1994年4月 大槻経営労務管理事務所(現社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所)入所 2006年1月 社会保険労務士登録 同所銀座支社長 2011年1月 同所統括局長 2013年12月 株式会社オオツキM 代表取締役(現任) OTSUKI M SINGAPORE PTE.,LTD.代表取締役 2016年7月 社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所代表社員(現任) 2019年6月 東京都社会保険労務士会理事 2025年6月 東京都社会保険労務士会常任理事(現任)	(注)	

(注) 補欠の監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

7. 当社は、戦略的な意思決定機能及び業務執行機能の強化により、変化する経営環境に俊敏に対応し経営効率の向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、上記の取締役に兼務する執行役員4名に加え、取締役に兼務しない執行役員が2名おり、その地位、氏名及び職名は次のとおりであります。

地位	氏名	職名
執行役員	中島 純	経営戦略本部長
執行役員	峯崎 直哉	ハイ・ミドルクラス採用支援事業部長

b. 2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性7名 女性1名（役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期(年)	所有株式数(株)
代表取締役会長兼社長	越智通勝	1951年1月18日	1983年8月 株式会社日本ブレンセンター設立、代表取締役 2000年1月 当社設立 2000年7月 当社代表取締役 2008年6月 当社代表取締役会長 2015年4月 当社代表取締役会長執行役員 2022年3月 当社取締役会長 2025年4月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	(注)2	4,383,900
取締役執行役員 デジタルプロダクト 開発本部長	寺田輝之	1979年4月22日	2002年4月 当社入社 2013年4月 当社サイト企画部 部長 2014年4月 当社デジタルプロダクト開発本部長（現任） 2015年4月 当社執行役員 2021年6月 当社取締役執行役員（現任） 2024年7月 当社AIテクノロジー室長（現任）	(注)2	11,000
取締役執行役員 HRメディア&テクノロジー採用支援事業 本部長	岩崎拓央	1981年2月10日	2003年4月 当社入社 2011年10月 当社中途採用支援事業部 首都圏第一営業部長 2013年1月 当社名古屋支店長 2014年4月 当社中途採用支援事業部 企画部長 2016年4月 当社中途求人メディア事業部長 2018年4月 当社執行役員 2021年6月 当社取締役執行役員（現任） 2022年4月 当社engage事業部長 2024年4月 当社HRメディア&テクノロジー採用支援事業部長（現任） 2024年4月 エンS X株式会社代表取締役社長（現任）	(注)2	7,500
取締役執行役員 経営戦略本部長	中島純	1984年1月8日	2006年4月 当社入社 2012年8月 当社中途採用支援事業部 東京第一営業部長 2019年4月 当社派遣会社支援事業部 事業部長 2021年4月 当社執行役員（現任） 2021年10月 株式会社ゼクウ 代表取締役社長 2023年5月 当社経営企画室長 2024年4月 当社経営戦略本部長（現任） 2025年5月 株式会社ゼクウ 取締役会長（現任） 2025年6月 当社取締役執行役員（現任）	(注)2	300
取締役	林有理	1980年7月11日	2003年4月 株式会社リクルート入社 2011年1月 同社「スーモマガジン」編集長 2015年2月 有理化設立(個人事業主) 各種団体や企業等にて広報やまちづくり関連の事業に従事 2017年3月 慶應義塾大学政策・メディア研究科 後期博士課程単位取得退学 2017年10月 大阪府四條畷市 副市長就任 2022年6月 当社社外取締役（現任）	(注)2	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期(年)	所有株式数(株)
取締役(監査等委員)	井垣太介	1973年5月4日	2001年10月 弁護士登録 北浜法律事務所入所 2008年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2013年6月 弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員 弁護士(現任) 2018年6月 U Tグループ株式会社 社外取締役(現任) 当社社外監査役 2020年6月 当社社外取締役 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
取締役(監査等委員)	石川俊彦	1951年9月6日	1977年4月 昭和監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人)入所 1981年3月 株式会社ビジネスブレイン昭和(現:株式会社ビジネスブレイン太田昭和)入社 1990年2月 公認会計士登録 1991年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 取締役 2001年6月 株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ 代表取締役社長 2009年4月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 代表取締役社長 2014年6月 BBS(Thailand) Co., Ltd. CEO 2020年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 代表取締役会長 2021年6月 当社社外監査役 2022年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 取締役会長 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年6月 BS(Thailand) Co., Ltd. 取締役 2023年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 特別顧問	(注)3	100
取締役(監査等委員)	西川岳志	1971年4月27日	1994年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニックホールディングス株式会社)入社 2021年10月 ブルーヨonderホールディングス株式会社 取締役(現任) ゼテス・インダストリーズ株式会社 取締役(現任) 2022年4月 パナソニックコネクト株式会社 取締役執行役員常務CFO兼DEI推進担当 2023年4月 同社取締役執行役員シニア・ヴァイス・プレジデントCFO兼DEI推進担当 2023年6月 同社代表取締役執行役員シニア・ヴァイス・プレジデントCFO兼DEI推進担当 2024年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年4月 同社代表取締役執行役員エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントCFO兼DEI推進担当(現任)	(注)3	
合計					4,402,800

- (注) 1. 取締役の林有理、井垣太介、石川俊彦及び西川岳志の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の越智通勝、寺田輝之、岩崎拓央、中島純及び林有理の各氏の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の井垣太介、石川俊彦及び西川岳志の各氏の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2022年6月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
5. 当社の監査等委員会の構成については、次のとおりであります。
- 委員長 井垣太介、委員 石川俊彦、委員 西川岳志

6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期(年)	所有株式数(株)
大槻智之	1972年4月1日	1994年4月 大槻経営労務管理事務所(現社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所)入所 2006年1月 社会保険労務士登録 同所銀座支社長 2011年1月 同所統括局長 2013年12月 株式会社オオツキM 代表取締役(現任) OTSUKI M SINGAPORE PTE,LTD.代表取締役 2016年7月 社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所 代表社員(現任) 2019年6月 東京都社会保険労務士会理事 2025年6月 東京都社会保険労務士会常任理事(現任)	(注)	

(注) 補欠の監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

7. 当社は、戦略的な意思決定機能及び業務執行機能の強化により、変化する経営環境に俊敏に対応し経営効率の向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、上記の取締役に兼務する執行役員3名に加え、取締役に兼務しない執行役員が3名おり、その地位、氏名及び職名は次のとおりであります。

地位	氏名	職名
執行役員	河合 恩	SI採用推進室長
執行役員	沼山 祥史	人材紹介事業部長
執行役員	峯崎 直哉	ハイ・ミドルクラス採用支援事業部長

社外役員の状況

社外取締役の坂倉亘氏は、世界的戦略コンサルティングファームにおいて、凡そ20年間の大企業のデジタル変革の支援実績を有すると共に、One Capital株式会社のCOOとして、日本のSaaS領域における投資、戦略に関して有数の実績及び知見を有していることから、当社の経営戦略立案に貢献していただくため、選任いたしました。なお、社外取締役の坂倉亘氏は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会をもって退任予定であります。

社外取締役の林有理氏は、株式会社リクルートにおける長年の勤務経験等より、マーケティング、マネジメントの知見を有しており、かつ、2017年に大阪府四條畷市初の女性副市長に就任し、民間での就労経験を活かした組織改革に取組み、子育て政策、都市整備などを推進しており、当社が取り組んでいるソーシャルインパクト採用を体現していることから、当該実績及び知見を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。

社外取締役(監査等委員)の井垣太介氏は、当社の事業内容に精通しており、弁護士及び社外役員としての職務経験を活かして、俯瞰的な視座から経営に参画していただくため、選任いたしました。

社外取締役(監査等委員)の石川俊彦氏は、企業経営に対して豊富な経験を持ち、かつ、公認会計士としての高い見識を有することから、専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくため、選任いたしました。

社外取締役(監査等委員)の西川岳志氏は、企業経営、財務及び経理に対して豊富な経験を持ち、グローバルビジネスにおいても高い見識を有することから、当該実績及び知見を当社の監査体制に活かしていただくため、選任いたしました。

いずれの社外取締役及び社外取締役(監査等委員)においても、当社との間に人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係について、記載を要する特段の事項はありません。また、坂倉亘、林有理、石川俊彦及び西川岳志の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、社外取締役の坂倉亘氏は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会をもって退任予定であります。

なお、当社における社外役員の独立性の判断基準は下記と定め、以下の基準に該当した場合は、当社にとって十分な独立性が無いものと判断しております。

1. 役員本人が、現在及び過去10年間に於いて次に該当するもの

当社又は当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という）にて勤務経験（業務執行者（*1）であることを含む。）がある者

当社の大株主（株式の10%以上の株式を保有している者）又はその者が法人であれば当該法人の業務執行者若しくは監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）に就任していた者

2. 役員本人が、現在及び過去3年間に於いて、次に該当するもの

当社グループの主要な取引先（*2）又はその業務執行者

当社グループを主要な取引先（*3）とする者又はその業務執行者

当社グループの主要な借入先（*4）又はその業務執行者

当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（*5）

当社グループの会計監査人又は会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

当社グループから多額の寄付を得ている者（*6）又はその業務執行者

3. 役員本人の二親等以内の親族が上記1又は2に該当するもの（重要な者（*7）に限る）

*1：取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる役員または使用人

*2：直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループ売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先

*3：直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者

*4：直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの借入額が当社連結総資産合計の2%を超える借入先

*5：直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの報酬の合計額が1,000万円を超える者

*6：直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が1,000万円を超える寄付先

*7：取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者を重要な者とする。

社外取締役又は社外取締役（監査等委員）による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役と積極的に意見交換をしております。

監査等委員会は社外取締役3名で構成され、監査等委員会監査を行うとともに内部監査部門及び会計監査人と積極的に意見交換を行う等連携を図っております。なお、監査等委員会監査における相互連携状況等については、「(3)監査の状況」の内容もご参照ください。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2022年6月28日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社の監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名で構成され、うち、2名を証券取引所規則の定める独立役員として届け出ています。また、監査等委員である社外取締役である石川俊彦氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会監査におきましては、監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役の業務執行の監査を行います。また、定期的に経営者とのコミュニケーションの場を設けるとともに、会計監査人の監査の実施状況報告を受け、内部監査室と連携することにより、実効的な監査に努めてまいります。

(当事業年度の状況)

当事業年度において、監査等委員会を計11回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
井垣 太介	11回	11回
大谷 直樹	1回	1回
石川 俊彦	11回	11回
西川 岳志	10回	10回

- (注) 1. 大谷直樹氏は、2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。
 2. 西川岳志氏は2024年6月26日開催の定時株主総会において新たに取締役に就任したため、就任後に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査方針、実施事項及び実施計画、取締役の職務執行の監視・監督、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査上の主要な検討事項(KAM)の選定についての意見交換等であります。

当社は常勤監査等委員を選任しておりませんが、各監査等委員は監査等委員会で定めた監査方針のもと、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び主要な営業所における業務及び財産の状況の調査等により、取締役の職務執行の監査を行ってまいりました。また、各監査等委員は、定期的に経営者とのコミュニケーションの場を設けるとともに、会計監査人の監査の実施状況報告を受け、内部監査室と連携することにより、実効的な監査を行ってまいりました。

内部監査の状況

(イ) 組織・人員体制

当社は、代表取締役社長直轄の組織として、業務執行部門から独立した内部監査室を設置しております。

内部監査室は、2025年3月31日現在、室長以下4名で構成されており、多様な国内外部署の管理職経験者等を中心に、当社グループの事業に精通した人材を配置しております。また、内部監査室に加え、管理部門から人員を追加した内部監査委員会を組織し、経営の合理化・効率化と業務の適正な遂行を図ることを目的として、定期的に内部監査を行っております。内部監査委員会は、10名程度で構成されており、当社グループの事業規模に応じた適切な人員体制が構築できていると考えております。

(ロ) 実施状況及び実効性確保のための取組み

内部監査委員会は、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画書に基づき、定期的に各部門に対して内部監査を行っております。また、内部監査報告書については、内部監査室長から代表取締役社長へ提出・報告するとともに、被監査部門に対する具体的な指導とフォローアップを行っております。

さらに、内部監査室長は、原則毎月開催される監査等委員会に出席し、内部監査の結果を報告し、積極的に意見交換を行っております。また必要に応じて、取締役会にも報告する体制としております。

このほか、監査等委員会及び会計監査人とも積極的に意見交換を行うなど、必要に応じて適宜連携を図っております。

会計監査の状況

(イ) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(ロ) 継続監査期間

2000年12月期以降の25年間

(ハ) 業務を執行した公認会計士の氏名

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員・業務執行社員 湯川喜雄氏	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員 松尾絹代氏	EY新日本有限責任監査法人

(ニ) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 8名

(注) その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

(ホ) 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定については、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考として、会計監査人候補を総合的に評価し、会計監査人の選定を行っております。

(ヘ) 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。評価については、監査等委員会は「会計監査人の評価に関する基準」を定めており、この基準に基づき、会計監査人との意見交換や監査実施状況等の確認を通じて、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人から品質管理に関する概要書を受領し、監査の品質及び監査体制、独立性について確認を行っております。

その結果、会計監査人の職務執行に問題は無いと評価し、EY新日本有限責任監査法人の再任を決議いたしました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	110		47	
連結子会社				
計	110		47	

(注) 前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、前々連結会計年度における当社の連結子会社で発生した不正に対応する追加報酬62百万円が含まれている。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークErnst & Youngのメンバーファームに対する報酬 (a. を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社				
連結子会社	11	0	11	0
計	11	0	11	0

監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young) に対する非監査報酬の内容
 (前連結会計年度)

連結子会社は、移転価格税制に関する税務アドバイザー業務等を依頼しております。

(当連結会計年度)

連結子会社は、移転価格税制に関する税務アドバイザー業務等を依頼しております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬につきましては、監査日数、当社の規模・事業の特性等の要素を総合的に勘案の上、決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容及び会計監査の職務執行状況を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役会において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、株主利益と連動した取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 (以下、決定方針という) を決議しております。

当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) の報酬は、基本報酬、業績連動報酬 (賞与)、中長期的な業績連動報酬としての株式報酬型ストックオプションによって構成され、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給しております。取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) の報酬に関しては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会が確認・検証を行っており、その答申結果を踏まえ、取締役会により決定しております。

基本報酬は、役位、職責に応じて各人毎に固定額が定められています。

賞与は、取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) を対象とする金銭報酬であり、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されます。業績指標を選定した理由は、株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、適切な指標であると判断したためであります。

株式報酬型ストックオプションについても、賞与と同様、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されます。

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年

間総額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）と決議しております。当該報酬額に株式報酬型ストックオプション及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

また、2022年6月28日開催の株主総会で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬として株式報酬型ストックオプションの付与を年間総額500百万円以内と決議しております。

なお、本報告書提出日時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役2名）です。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から定期同額給与（基本報酬）のみで構成され、指名・報酬委員会の答申を踏まえた報酬枠の中から、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額30百万円以内と決議しております。なお、本報告書提出日時点での監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

（2025年3月期の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について）

2025年3月期においては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に諮問し答申を得て、2023年6月27日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬額及び業績連動報酬額を決定しております。

< 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成（2025年3月期） >

報酬構成	報酬限度額
定期同額給与（固定報酬）	年額300百万円以内 （うち、社外取締役分 年額20百万円以内）
賞与	
株式報酬型ストックオプション	年額500百万円以内

定期同額給与（固定報酬）は、役位、職責、常勤・非常勤の別、貢献度及び評価を勘案し、各人毎に決定いたします。

賞与は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする金銭報酬であり、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出いたします。

2025年3月期の賞与額算出における各指標の評価ウエイト並びに目標の達成率に応じた支給率は下表のとおりであります。

< 各指標の評価ウエイト >

指標	評価ウエイト
連結売上高	40%
連結営業利益	40%
連結当期純利益	20%

< 各指標の目標達成率に応じた支給率 >

達成率	支給率
80%未満	0%
80%以上100%未満	50%
100%以上120%未満	100%
120%以上	120%

< 各指標の目標及び実績 >

指標	目標（百万円）	実績（百万円）
連結売上高	73,000	65,678
連結営業利益	8,100	5,892
連結当期純利益	5,789	7,628

株式報酬型ストックオプションにおいても、賞与と同様、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を

乗じて各人毎に算出いたします。業績指標を選定した理由は、株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、適切な指標であると判断したためであります。

2025年3月期の株式報酬型ストックオプション算出における各指標の評価ウエイト並びに目標の達成率に応じた支給率は下表のとおりであります。

<各指標の評価ウエイト>

指標	評価ウエイト
連結売上高	40%
連結営業利益	40%
連結当期純利益	20%

<各指標の目標達成率に応じた支給率>

達成率	支給率
90%未満	0%
90%以上100%未満	50%
100%以上	100%

<各指標の目標及び実績>

指標	目標(百万円)	実績(百万円)
連結売上高	73,000	65,678
連結営業利益	8,100	5,892
連結当期純利益	5,789	7,628

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	233	167	66	26	6
監査等委員 (社外取締役を除く)					
社外役員	26	26			7

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
金額に重要性がないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、投資に対する効果が長期利殖や売買目的であるものについては保有目的が純投資目的であると区分し、協業による事業シナジーや企業価値の向上であるものについては保有目的が純投資目的以外であると区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式について事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資すると判断される株式を政策的に保有しております。

個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容につきましては、定期的に保有銘柄毎に継続保有の意義を精査し、保有先企業との取引状況や保有先企業の財務状況等を把握した上で、投資対効果や保有に伴うリスク等を総合的に勘案し、保有の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	16	541
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	232	新規事業領域参入検討及び事業シナ ジー創出のため
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	5,626
非上場株式以外の株式		

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

該当事項はありません。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式			1	1,000
非上場株式以外の株式				

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,768	27,481
受取手形、売掛金及び契約資産	1 6,017	1 6,439
有価証券	2,000	2,000
貯蔵品	23	2
その他	1,542	1,348
貸倒引当金	292	183
流動資産合計	31,060	37,089
固定資産		
有形固定資産		
建物	852	833
減価償却累計額	676	734
建物（純額）	176	98
車両運搬具	6	7
減価償却累計額	6	7
車両運搬具（純額）	-	-
器具及び備品	847	862
減価償却累計額	737	774
器具及び備品（純額）	110	87
リース資産	906	801
減価償却累計額	174	306
リース資産（純額）	732	495
建設仮勘定	0	-
有形固定資産合計	1,019	681
無形固定資産		
ソフトウェア	6,617	7,427
のれん	1,847	1,681
その他	892	964
無形固定資産合計	9,357	10,073
投資その他の資産		
投資有価証券	3,621	4,661
長期貸付金	925	816
繰延税金資産	991	1,315
関係会社株式	562	650
その他	1,899	2,122
貸倒引当金	461	468
投資その他の資産合計	7,537	9,097
固定資産合計	17,914	19,853
資産合計	48,974	56,942

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	841	913
リース債務	143	128
未払金	4,117	4,445
未払法人税等	1,302	3,070
賞与引当金	1,149	1,292
役員賞与引当金	38	29
前受金	² 4,768	² 5,010
その他	1,767	1,649
流動負債合計	14,129	16,540
固定負債		
役員退職慰労引当金	-	2
退職給付に係る負債	187	258
リース債務	619	423
繰延税金負債	87	52
株式給付引当金	535	610
資産除去債務	208	209
長期未払金	1,045	1,203
その他	-	24
固定負債合計	2,683	2,783
負債合計	16,813	19,323
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,194	1,194
資本剰余金	489	488
利益剰余金	43,696	48,306
自己株式	14,993	14,971
株主資本合計	30,388	35,019
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	247	238
為替換算調整勘定	1,119	1,746
その他の包括利益累計額合計	1,367	1,984
新株予約権	395	600
非支配株主持分	10	14
純資産合計	32,161	37,618
負債純資産合計	48,974	56,942

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	
売上高	1	67,661	1	65,678
売上原価		13,705		13,240
売上総利益		53,955		52,437
販売費及び一般管理費				
広告宣伝費		19,217		15,731
給料及び手当		11,524		12,264
賞与		1,693		1,911
賞与引当金繰入額		1,048		1,197
役員賞与引当金繰入額		38		29
支払手数料		5,261		5,611
貸倒引当金繰入額		32		95
その他		9,978		9,895
販売費及び一般管理費合計		48,794		46,545
営業利益		5,161		5,892
営業外収益				
受取利息		282		355
受取配当金		0		2
持分法による投資利益		116		97
為替差益		104		12
雑収入		54		52
営業外収益合計		559		520
営業外費用				
支払利息		101		42
投資事業組合運用損		136		33
貸倒引当金繰入額		106		48
支払手数料		1		332
雑損失		6		12
営業外費用合計		351		469
経常利益		5,369		5,943
特別利益				
事業譲渡益	2	803	2	-
固定資産売却益	3	0	3	0
投資有価証券売却益	4	67	4	5,456
関係会社株式売却益		111		-
特別利益合計		983		5,456
特別損失				
特別調査費用	5	295	5	-
リース解約損		-		36
固定資産売却損	6	1	6	5
固定資産除却損	7	81	7	374
投資有価証券評価損		54		0
特別損失合計		432		417
税金等調整前当期純利益		5,919		10,982
法人税、住民税及び事業税		1,623		3,704
法人税等調整額		47		353
法人税等合計		1,670		3,350
当期純利益		4,249		7,631
非支配株主に帰属する当期純利益		52		2
親会社株主に帰属する当期純利益		4,196		7,628

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
当期純利益	4,249	7,631
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	107	9
為替換算調整勘定	292	628
その他の包括利益合計	400	618
包括利益	4,649	8,250
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,569	8,246
非支配株主に係る包括利益	79	3

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,194	898	42,529	10,880	33,742	140	853	993	213	175	35,125
当期変動額											
剰余金の配当			3,143		3,143						3,143
親会社株主に帰属する当期純利益			4,196		4,196						4,196
自己株式の取得				4,130	4,130						4,130
自己株式の処分		0		17	18						18
連結範囲の変動			26		26						26
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		409			409						409
持分法の適用範囲の変動			87		87						87
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-	107	266	373	181	165	389
当期変動額合計	-	408	1,167	4,112	3,354	107	266	373	181	165	2,964
当期末残高	1,194	489	43,696	14,993	30,388	247	1,119	1,367	395	10	32,161

当連結会計年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,194	489	43,696	14,993	30,388	247	1,119	1,367	395	10	32,161
当期変動額											
剰余金の配当			3,023		3,023						3,023
親会社株主に帰属する当期純利益			7,628		7,628						7,628
自己株式の取得				0	0						0
自己株式の処分		0		21	20						20
連結範囲の変動			4		4						4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動											
持分法の適用範囲の変動											
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-	9	627	617	205	3	826
当期変動額合計	-	0	4,610	21	4,630	9	627	617	205	3	5,457
当期末残高	1,194	488	48,306	14,971	35,019	238	1,746	1,984	600	14	37,618

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,919	10,982
減価償却費	2,368	2,782
のれん償却額	385	405
貸倒損失	10	8
事業譲渡損益(は益)	803	-
特別調査費用	295	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	128	71
賞与引当金の増減額(は減少)	16	140
役員賞与引当金の増減額(は減少)	9	16
受取利息及び受取配当金	283	357
支払利息	101	42
支払手数料	1	332
為替差損益(は益)	51	0
持分法による投資損益(は益)	116	97
投資事業組合運用損益(は益)	136	33
投資有価証券評価損益(は益)	54	0
投資有価証券売却損益(は益)	67	5,456
関係会社株式売却損益(は益)	111	-
固定資産売却損益(は益)	0	5
固定資産除却損	81	374
売上債権の増減額(は増加)	628	113
仕入債務の増減額(は減少)	197	12
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	56	69
未払金の増減額(は減少)	2,139	110
前受金の増減額(は減少)	370	114
その他	423	493
小計	7,168	9,771
利息の支払額	102	42
利息及び配当金の受取額	195	337
特別調査費用の支払額	295	-
法人税等の支払額	1,026	2,058
法人税等の還付額	491	54
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,430	8,062

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,254	5,828
定期預金の払戻による収入	3,351	4,885
有形固定資産の取得による支出	75	39
有形固定資産の売却による収入	0	1
無形固定資産の取得による支出	3,887	3,767
投資有価証券の取得による支出	154	1,306
投資有価証券の売却及び償還による収入	175	5,341
関係会社株式の取得による支出	22	-
事業譲渡による収入	794	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	65
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	61	-
敷金及び保証金の差入による支出	2	125
敷金及び保証金の回収による収入	10	29
保険積立金の積立による支出	20	19
その他の収入	86	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,060	843
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	4,130	0
配当金の支払額	3,143	3,021
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	581	-
その他の収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,855	3,021
現金及び現金同等物に係る換算差額	279	161
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,206	4,358
現金及び現金同等物の期首残高	24,384	19,178
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	47
現金及び現金同等物の期末残高	19,178	23,584

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称

エンワールド・ジャパン株式会社
en-Asia Holdings Ltd.
Navigos Group, Ltd.
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company
Nhan Luc Viet Development&Education Company Limited
New Era India Consultancy Pvt, Ltd.
Future Focus Infotech Pvt, Ltd.
Future Focus Infotech FZE
Focus America INC
Focus Infotech Labors Supply Services
株式会社ゼクウ
エンSX株式会社
株式会社VOLLECT

従来、連結子会社であった株式会社Brocanteは吸収合併したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。また、前連結会計年度において非連結子会社であったFocus Infotech Labors Supply Servicesは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。さらに、当連結会計年度においてエンSX株式会社は新規設立したため、株式会社VOLLECTは全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

株式会社Insight Tech 他4社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社

株式会社Hajimari

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社Insight Tech 他5社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

連結子会社	決算日
Navigos Group, Ltd.	12月31日 (注1)
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company	12月31日 (注1)
Nhan Luc Viet Development&Education Company Limited	12月31日 (注1)
株式会社VOLLECT	5月31日 (注2)

(注)1. 連結財務諸表の作成に当たっては、連結子会社の決算日の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(注)2. 連結財務諸表の作成に当たっては、3月31日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年~25年

器具及び備品 2年~20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は、性質に応じて利用可能期間を5年と見込んでおります。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員に対して支給する退職慰労の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に見合う分を計上しております。

株式給付引当金

株式給付規則に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

HR Tech engage

HR-Tech engageは、主に自社採用ホームページ制作等の無償サービスの提供に付随した採用支援ツールの利用により、顧客から利用料を得ております。採用支援ツールの利用については、契約に基づき当ツールの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識していません。

人財プラットフォーム

人財プラットフォームは、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトを利用して転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識していません。

国内求人サイト

国内求人サイトは、正社員・派遣社員等の採用需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供することにより、顧客から広告掲載料を得ております。求人サイトへの広告掲載については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該契約期間で按分して収益を認識していません。

国内人材紹介

国内人材紹介は、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、キャリアパートナーが転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

海外事業

海外事業は、ベトナム・インドを中心に、求人サイトの運営や人材紹介サービスの提供、人材派遣サービスの提供をしております。人材派遣については、専門職等の人材需要がある顧客に対して、人材の派遣をすることにより、顧客から派遣手数料を得ております。派遣サービスについては、契約に基づき労働力を提供するものであるため、派遣社員による労働力の提供に応じて履行義務が充足されると判断し、派遣期間の稼働実績に応じて収益を認識しております。なお、求人サイトの運営及び人材紹介サービスの提供に係る主な履行義務の内容等は及びと同様であります。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

(8) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結財務諸表に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

資産グループ	当連結会計年度
人財プラットフォーム事業の有形固定資産及び無形固定資産	763

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮してグルーピングを行っております。当連結会計年度において、人財プラットフォーム事業の資産グループについて、継続的に営業損益がマイナスとなっていることから減損の兆候があると判断いたしました。減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

主要な仮定

固定資産の減損損失の認識の判定にあたり、資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会が承認した事業計画をもとに作成しており、事業計画における主要な仮定は紹介単価及び紹介件数、広告宣伝費と考えております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

事業計画に含まれる主要な仮定は見積りの不確実性が高く、これらの主要な仮定に変更が生じた場合には、当初見込んでいた収益が得られず、翌連結会計年度における固定資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結財務諸表に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度
投資有価証券（非上場株式）	541
投資有価証券評価損	0

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

非上場株式については、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を減損処理します。実質価額の著しい低下は取得時における事業計画の達成状況や業績悪化の程度、資金調達の状況等を踏まえて判断しております。事業計画を入手した後の状況の変化により、実績が事業計画を下回った場合や発行会社の増資における新株式の発行価格が著しく低下した場合など、超過収益力が毀損していると判断したときは、その時点において減損処理の要否を判断することとしております。

主要な仮定

超過収益力が毀損しているか否かを評価する際には、取得時の事業計画の達成状況や業績の悪化の程度、資金調達の状況等を踏まえて評価を行っております。資金調達の状況に関しては、増資や株式売買等の実施時期を勘案したうえで、新株式の発行価格や株式の譲渡価格を参考にしております。また、資金調達がない場合には、取得時における事業計画とその後の実績を比較し、事業の進捗状況等を加味して超過収益力の毀損の有無を判断しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済条件等の変動等により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表における非上場株式の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額は、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「雑損失」に表示していた7百万円は、「支払手数料」1百万円、「雑損失」6百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた425百万円は「支払手数料」1百万円、「その他」423百万円として組み替えております。

(追加情報)

(株式給付信託 J - E S O P について)

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託 (J - E S O P) 」 (以下、「本制度」という) を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規則に基づき、当社の従業員にポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。

退職者に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く) により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自社株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度1,339百万円、2,297,800株、当連結会計年度1,322百万円、2,268,400株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません

(連結貸借対照表関係)

- 1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	百万円	百万円
売掛金	5,975百万円	6,383百万円
契約資産	42百万円	55百万円

- 2 前受金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
契約負債	4,768百万円	5,010百万円

- 3 当座貸越契約

当社では、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000百万円	11,000百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	1,000百万円	11,000百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 事業譲渡益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当連結会計年度において、当社が展開するフリーランス管理ツールpasture事業をフリー株式会社に会社分割（簡易吸収分割）により承継させたことによる譲渡益を計上しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具及び備品	0百万円	0百万円
計	0百万円	0百万円

4 投資有価証券売却益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式会社タイミーなどの株式売却により投資有価証券売却益を計上しております。

5 特別調査費用の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当連結会計年度において、当社連結海外子会社（中国現地法人）であった英才網聯（北京）科技有限公司の総経理による不適切な行為の取引に関する特別調査委員会による調査費用等を計上しております

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

6 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具及び備品	1百万円	5百万円
計	1百万円	5百万円

7 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具及び備品	1百万円	2百万円
ソフトウェア	79百万円	326百万円
その他	- 百万円	45百万円
計	81百万円	374百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	154百万円	13百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
法人税等及び税効果調整前	154百万円	13百万円
法人税等及び税効果額	47百万円	4百万円
その他有価証券評価差額金	107百万円	9百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	360百万円	628百万円
組替調整額	67百万円	- 百万円
為替換算調整勘定	292百万円	628百万円
その他の包括利益合計	400百万円	618百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	49,716,000	-	-	49,716,000
合計	49,716,000	-	-	49,716,000
自己株式				
普通株式(注)	7,190,949	1,717,372	24,600	8,883,721
合計	7,190,949	1,717,372	24,600	8,883,721

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が、それぞれ2,320,000株、2,297,800株含まれております。
2. 自己株式の増加は、取締役会決議に代わる書面決議に基づく自己株式の取得による増加及び単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 自己株式の減少24,600株は、ストック・オプションの行使による減少2,400株及び株式給付規則に基づく株式給付信託が保有する株式の給付22,200株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					60
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権						9
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権						9
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権						5
	2022年ストック・オプションとしての新株予約権						271
	2023年ストック・オプションとしての新株予約権						41
合計						395	

(注) 1. 2022年ストック・オプションとしての新株予約権及び2023年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,143	70.1	2023年3月31日	2023年6月28日

(注) 2023年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金162百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,023	70.1	2024年3月31日	2024年6月27日

(注) 2024年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金161百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	49,716,000	-	-	49,716,000
合計	49,716,000	-	-	49,716,000
自己株式				
普通株式(注)	8,883,721	3	30,700	8,853,024
合計	8,883,721	3	30,700	8,853,024

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が、それぞれ2,297,800株、2,268,400株含まれております。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 自己株式の減少30,700株は、ストック・オプションの行使による減少1,300株及び株式給付規則に基づく株式給付信託が保有する株式の給付29,400株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					57
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権						8
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権						8
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権						4
	2022年ストック・オプションとしての新株予約権						393
	2023年ストック・オプションとしての新株予約権						88
	2024年ストック・オプションとしての新株予約権						38
合計							600

(注) 1. 2022年及び2023年、2024年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,023	70.1	2024年3月31日	2024年6月27日

(注) 2024年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金161百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月24日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,023	70.1	2025年3月31日	2025年6月25日

(注) 2025年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金159百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	21,768百万円	27,481百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	4,590百万円	5,897百万円
有価証券勘定のうち現金同等物に該当する残高	2,000百万円	2,000百万円
現金及び現金同等物	19,178百万円	23,584百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として建物であります。

リース資産の減価償却の方法

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては、余裕資金をもって行い、主に相当期間内に換金可能で安全性の高い金融商品により運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金の中に含まれている外貨預金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的に為替相場を把握し、為替の変動リスクを管理しております。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理等の方法により管理するとともに、回収遅延債権については毎月の回収会議で報告され個別に対応する体制としております。

有価証券は、主に合同運用の金銭信託及び債券であり、流動性リスクと発行体の信用リスクに晒されておりますが、短期間、安全性の高い格付のものに限定することにより、リスクを僅少化しております。

投資有価証券のうち、株式及び投資事業有限責任組合等への出資は、発行体や投資先企業の事業リスク、市場価格の変動リスクに晒されており、一部の外貨建投資事業組合は為替の変動リスクにも晒されております。これらについては、定期的に発行体や投資事業有限責任組合等の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す等の方法により管理しております。

満期保有目的の債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

さらに、外貨建債券及び外国投資信託については、発行体や投資先企業の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに加え、為替の変動リスクにも晒されております。これらについては、発行体や投資先を安全性の高い金融機関を中心とし、時価や発行体の格付の変化、為替動向等の金融情勢を継続的に確認することにより管理しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,000	1,015	15
その他有価証券	2,000	2,000	-
資産計	3,000	3,015	15

- (1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は2,140百万円であります。
- (3) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）
非上場株式	480
関係会社株式	562

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,900	1,879	20
その他有価証券	2,000	2,000	-
資産計	3,900	3,879	20

- (1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は2,219百万円であります。
- (3) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	541
関係会社株式	650

(注) 3 . 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	21,768	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産()	5,725	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	1,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	2,841	-	-	-
合計	30,335	1,000	-	-

() 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、貸倒引当金を計上している292百万円は上記に含めておりません。

当連結会計年度 (2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	27,481	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産()	6,256	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	1,900	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	2,000	792	-	-
合計	35,738	2,692	-	-

() 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、貸倒引当金を計上している183百万円は上記に含めておりません。

3 . 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2024年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	-	-	-	-
その他	-	2,000	-	2,000
資産計	-	2,000	-	2,000

当連結会計年度 (2025年3月31日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	-	-	-	-
その他	-	2,000	-	2,000
資産計	-	2,000	-	2,000

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	1,015	1,015
資産計	-	-	1,015	1,015

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	1,879	1,879
資産計	-	-	1,879	1,879

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債及び合同運用指定金銭信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、投資期間が短期間であり時価が帳簿価額に近似しているものはレベル2の時価に分類しており、取引金融機関から提示されたものはレベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年3月31日)

区 分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	1,000百万円	1,015百万円	15百万円
その他	-	-	-
小計	1,000百万円	1,015百万円	15百万円
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,000百万円	1,015百万円	15百万円

当連結会計年度(2025年3月31日)

区 分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	1,900百万円	1,879百万円	20百万円
その他	-	-	-
小計	1,900百万円	1,879百万円	20百万円
合計	1,900百万円	1,879百万円	20百万円

2. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

区 分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	2,000百万円	2,000百万円	-
小計	2,000百万円	2,000百万円	-
合計	2,000百万円	2,000百万円	-

当連結会計年度（2025年3月31日）

区 分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	2,000百万円	2,000百万円	-
小計	2,000百万円	2,000百万円	-
合計	2,000百万円	2,000百万円	-

3．連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	157	67	-
合計	157	67	-

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,626	5,456	-
合計	5,626	5,456	-

4．減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度において、その他有価証券について54百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得価額に比べて50%以上下落した場合には、著しく低下したものとし、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度において、その他有価証券について0百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得価額に比べて50%以上下落した場合には、著しく低下したものとし、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1．採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付制度では、退職一時金制度を採用しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	130	187
退職給付費用	136	104
退職給付の支払額	79	33
退職給付に係る負債の期末残高	187	258

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	187	258
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	187	258
退職給付に係る負債	187	258
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	187	258

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度136百万円 当連結会計年度104百万円

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度31百万円、当連結会計年度29百万円でありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	187百万円	208百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内訳

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年5月29日	2016年7月22日	2017年8月25日	2018年7月27日
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 3名 当社執行役員 3名 当社従業員 12名	当社従業員 7名	当社従業員 32名	当社従業員 11名
株式の種類別のス tockオプションの 数 (注)1	普通株式 169,200株(注)2	普通株式 15,400株	普通株式 18,300株	普通株式 6,900株
付与日	2015年6月30日	2016年8月31日	2017年9月29日	2018年8月31日
権利確定条件	新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間				
権利行使期間	2015年7月1日 ～2033年6月30日 (注)3、4	2016年9月1日 ～2033年6月30日 (注)5、6	2017年9月30日 ～2033年6月30日 (注)7	2018年9月1日 ～2033年6月30日 (注)8

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年6月28日	2023年6月27日	2024年6月26日
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 5名 当社執行役員 5名 当社従業員 215名 子会社取締役 3名	当社従業員 87名	当社従業員 75名
株式の種類別のス tockオプションの 数 (注)1	普通株式 1,063,700株	普通株式 249,600株	普通株式 142,500株
付与日	2022年7月13日	2023年7月13日	2024年7月12日
権利確定条件	新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、執行役又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、割当日の翌日から4年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、執行役又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、執行役又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間			
権利行使期間	2022年7月14日 ～2037年7月13日 (注)9	2023年7月14日 ～2037年7月13日 (注)10	2024年7月13日 ～2037年7月12日 (注)11

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2016年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2018年7月1日から2033年6月30日
行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
4. 当社は、2017年9月29日付で、当該新株予約権の保有者である全ての取締役、執行役員及び従業員（退任した者及び退職した者を除きます）との間で割当契約書の変更を行い、権利行使期間については、上記（注）3. から下記に変更されております。
権利行使期間：2020年7月1日から2033年6月30日
5. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2018年7月1日から2033年6月30日
行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
6. 当社は、2017年9月29日付で、当該新株予約権の保有者である全ての従業員（退職した者を除きます）との間で割当契約書の変更を行い、権利行使期間については、上記（注）5. から下記に変更されております。
権利行使期間：2021年7月1日から2033年6月30日
7. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2022年7月1日から2033年6月30日
行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
8. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2023年7月1日から2033年6月30日
行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
9. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2027年7月14日から2037年7月13日
行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
10. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2027年7月14日から2037年7月13日
行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
11. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2027年7月13日から2037年7月12日
行使条件：新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記及びの条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社(注)	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年 5月29日	2016年 7月22日	2017年 8月25日	2018年 7月27日	2022年 6月28日	2023年 6月27日
権利確定前(株)						
前連結会計年度末					918,500	199,200
付与						
失効					34,800	7,500
権利確定						
未確定残					883,700	191,700
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	63,200	5,000	2,400	1,200		
権利確定						
権利行使	800		300	200		
失効						
未行使残	62,400	5,000	2,100	1,000		

会社名	提出会社
決議年月日	2024年 6月26日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	142,500
失効	9,900
権利確定	
未確定残	132,600
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) 2016年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社(注)	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年 5月29日	2016年 7月22日	2017年 8月25日	2018年 7月27日	2022年 6月28日	2023年 6月27日
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,199		2,573	2,116		
付与日における公正な評価単価(円)	942	1,783	3,896	4,882	1,454	2,086

会社名	提出会社
決議年月日	2024年 6月26日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	2,393

(注) 2016年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	41.651%
予想残存期間 (注) 2	5年
予想配当 (注) 3	70.1円
無リスク利率 (注) 4	0.569%

- (注) 1. 5年間(2019年7月12日から2024年7月12日)の株価実績に基づき算定しております。
2. 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を用いております。
3. 2024年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

業績条件の達成見込みと過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	360百万円	405百万円
関係会社株式評価損	407百万円	217百万円
貸倒引当金	220百万円	186百万円
未払事業税	62百万円	170百万円
資産除去債務	65百万円	67百万円
投資有価証券評価損	508百万円	517百万円
株式給付引当金	163百万円	192百万円
株式報酬費用	121百万円	189百万円
ソフトウェア	-百万円	86百万円
減価償却費	29百万円	37百万円
その他	260百万円	277百万円
繰延税金資産 小計	2,198百万円	2,348百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,090百万円	925百万円
評価性引当額小計	1,090百万円	925百万円
繰延税金資産合計	1,107百万円	1,422百万円
繰延税金負債		
企業結合により識別された無形資産	56百万円	43百万円
その他有価証券評価差額金	109百万円	105百万円
資産除去債務に対応する除去費用	7百万円	2百万円
その他	31百万円	8百万円
繰延税金負債 合計	204百万円	160百万円
繰延税金資産の純額	903百万円	1,262百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.62%	-
(調整)		
のれんの償却額	1.99%	-
評価性引当額の増減	0.01%	-
連結子会社の適用税率差異	0.45%	-
所得拡大促進税制特別税額控除	3.04%	-
その他	0.89%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.22%	-

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、連結会計年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は17百万円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
HR-Tech engage	7,193	9,657
人財プラットフォーム	7,091	7,806
国内 求人サイト	29,396	25,000
国内 人材紹介	9,871	9,895
国内 その他	3,349	5,102
海外	11,616	10,148
調整額	858	1,932
外部顧客への売上高	67,661	65,678

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、単一セグメントで構成されており、当セグメントにおいて「HR-Tech engage」「人財プラットフォーム」「国内」「海外」に収益を分解しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容と、当履行義務を充足する通常の時点についての情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,415	5,975
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,975	6,383
契約資産（期首残高）	52	42
契約資産（期末残高）	42	55
契約負債（期首残高）	4,455	4,768
契約負債（期末残高）	4,768	5,010

契約資産は各種サービスから生じる未請求の対価に対する当社グループの権利であり、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、履行義務の充足時点もしくは契約期間開始時点から概ね2ヶ月以内に支払いを受けております。

契約負債は契約に基づいて顧客から受け取った前受金であり、当社グループが契約に基づき履行義務を充足するにつれて（もしくは充足した時点で）収益に振り替えられます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,419百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,739百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び履行したサービスに応じて請求する権利を有する金額で収益を認識する契約については、注記の対象に含めておりません。なお、当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、人材サービス事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「収益認識関係」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	合計
56,072	11,589	67,661

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ベトナム	アジア	合計
163	832	23	1,019

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「収益認識関係」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	合計
55,614	10,063	65,678

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ベトナム	アジア	合計
106	562	12	681

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	777円70銭	905円56銭
1株当たり当期純利益金額	102円38銭	186円76銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	100円52銭	183円34銭

(注) 1. 株主資本において、自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度2,308,822株、当連結会計年度2,282,133株であり、また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は前連結会計年度2,297,800株、当連結会計年度2,268,400株であります。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,196	7,628
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,196	7,628
普通株式の期中平均株式数(株)	40,985,960	40,848,498
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	758,027	763,040
(うち新株予約権(株))	(758,027)	(763,040)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要		

(重要な後発事象)

当社は、2025年5月14日付で会社法第370条及び当社定款第25条に基づく取締役会の書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元水準ならびに資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
 (2) 取得する株式の数 : 7,800,000株(上限)
 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 19.1%)
 (3) 株式取得価額の総数 : 50億円(上限)
 (4) 自己株式取得の期間 : 2025年5月16日～2026年4月30日
 (5) 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	143	128	10.0	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	619	423	10.0	2026年1月31日～ 2028年3月31日
合計	763	551		

(注) 1. 「平均利率」については、リース債務等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	176	195	51	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	32,512	65,678
税金等調整前中間(当期)純利益 (百万円)	7,530	10,982
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (百万円)	5,194	7,628
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	127.18	186.76

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,070	16,243
売掛金	3,159	2,752
有価証券	2,000	2,000
貯蔵品	23	2
前払費用	515	510
その他	74	104
貸倒引当金	63	127
流動資産合計	17,780	21,486
固定資産		
有形固定資産		
建物	80	61
器具及び備品	23	12
有形固定資産合計	104	74
無形固定資産		
商標権	20	16
ソフトウェア	6,349	6,993
のれん	-	256
その他	658	761
無形固定資産合計	7,027	8,028
投資その他の資産		
投資有価証券	3,621	4,661
関係会社株式	10,912	10,684
長期貸付金	1,842	1,650
破産更生債権等	11	12
繰延税金資産	754	997
その他	1,509	1,776
貸倒引当金	461	458
投資その他の資産合計	18,190	19,324
固定資産合計	25,322	27,427
資産合計	43,102	48,914

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	136	125
未払金	2,695	2,741
未払費用	386	299
未払法人税等	1,004	2,508
前受金	4,275	4,471
預り金	169	65
前受収益	1	1
賞与引当金	919	970
役員賞与引当金	38	21
その他	672	450
流動負債合計	10,297	11,656
固定負債		
長期未払金	1,045	1,203
株式給付引当金	535	610
資産除去債務	174	175
長期未払費用	-	22
固定負債合計	1,754	2,011
負債合計	12,052	13,667
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,194	1,194
資本剰余金		
資本準備金	2,678	2,678
その他資本剰余金	415	414
資本剰余金合計	3,093	3,093
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	2,030	2,030
繰越利益剰余金	39,081	43,061
利益剰余金合計	41,111	45,091
自己株式	14,993	14,971
株主資本合計	30,407	34,407
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	247	238
評価・換算差額等合計	247	238
新株予約権	395	600
純資産合計	31,050	35,246
負債純資産合計	43,102	48,914

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
売上高	1 47,918	1 47,523
売上原価	4,508	4,816
売上総利益	43,409	42,707
販売費及び一般管理費	1, 2 39,991	1, 2 38,629
営業利益	3,418	4,077
営業外収益	1 218	1 927
営業外費用	1 249	1 448
経常利益	3,387	4,555
特別利益		
投資有価証券売却益	3 67	3 5,456
関係会社株式売却益	98	1
事業譲渡益	4 803	4 -
抱合せ株式消滅差益	5 -	5 78
特別利益合計	969	5,535
特別損失		
固定資産除却損	6 79	6 422
投資有価証券評価損	54	0
特別調査費用	7 295	7 -
特別損失合計	429	423
税引前当期純利益	3,927	9,668
法人税、住民税及び事業税	1,023	2,903
法人税等調整額	20	238
法人税等合計	1,044	2,664
当期純利益	2,883	7,003

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
原稿制作費	1	1,508	33.5	1,062	22.1
サイト運用費	2	1,812	40.2	2,122	44.1
支払手数料	3	1,104	24.5	1,546	32.1
外注費	4	74	1.7	77	1.6
その他の経費		9	0.2	7	0.2
売上原価		4,508	100.0	4,816	100.0

- (注) 1. 原稿制作費とは、外注制作費及び社内制作にかかる費用であります。
2. サイト運用費とは、ソフトウェア・サーバー等の減価償却費及びサイト維持管理費であります。
3. 主にプラットフォーム事業者等への手数料であります。
4. 外注費とは、求職者の就職・転職活動を支援するイベント及び研修にかかる費用であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	利益剰余金合計 繰越利益剰余金							
当期首残高	1,194	2,678	414	3,093	2,030	39,341	41,371	10,880	34,779	140	140	213	35,133
当期変動額													
剰余金の配当				-		3,143	3,143		3,143				3,143
当期純利益				-		2,883	2,883		2,883				2,883
自己株式の取得				-			-	4,130	4,130				4,130
自己株式の処分			0	0				17	18				18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-			-		-	107	107	181	289
当期変動額合計	-	-	0	0	-	260	260	4,112	4,372	107	107	181	4,083
当期末残高	1,194	2,678	415	3,093	2,030	39,081	41,111	14,993	30,407	247	247	395	31,050

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	利益剰余金合計 繰越利益剰余金							
当期首残高	1,194	2,678	415	3,093	2,030	39,081	41,111	14,993	30,407	247	247	395	31,050
当期変動額													
剰余金の配当				-		3,023	3,023		3,023				3,023
当期純利益				-		7,003	7,003		7,003				7,003
自己株式の取得				-			-	0	0				0
自己株式の処分			0	0				21	20				20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-			-		-	9	9	205	195
当期変動額合計	-	-	0	0	-	3,979	3,979	21	4,000	9	9	205	4,196
当期末残高	1,194	2,678	414	3,093	2,030	43,061	45,091	14,971	34,407	238	238	600	35,246

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年~25年

器具及び備品 2年~20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は、性質に応じて利用可能期間を5年と見込んでおります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規則に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

HR Tech engage

HR-Tech engageは、主に自社採用ホームページ制作等の無償サービスの提供に付随した採用支援ツールの利用により、顧客から利用料を得ております。採用支援ツールの利用については、契約に基づき当該ツールの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

人財プラットフォーム

人財プラットフォームは、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトを利用して転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

国内求人サイト

国内求人サイトは、正社員・派遣社員等の採用需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供することにより、顧客から広告掲載料を得ております。求人サイトへの広告掲載については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該契約期間で按分して収益を認識しております。

国内人材紹介

国内人材紹介は、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、キャリアパートナーが転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の評価

(1) 前事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

資産グループ	当事業年度
人財プラットフォーム事業の有形固定資産及び無形固定資産	763

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)固定資産の評価」に記載した内容と同一であります。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

非上場株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	当事業年度
投資有価証券(非上場株式)	541
投資有価証券評価損	0

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)非上場株式の評価」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(株式給付信託J-E SOPについて)

連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	63百万円	87百万円
長期金銭債権	1,840百万円	1,649百万円
短期金銭債務	41百万円	131百万円

当座貸越契約

当社では、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額	1,000百万円	11,000百万円
借入実行残高	-百万円	-百万円
差引額	1,000百万円	11,000百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	97百万円	70百万円
売上原価	-百万円	29百万円
販売費及び一般管理費	153百万円	1,274百万円
営業取引以外の取引（収入分）	124百万円	44百万円
営業取引以外の取引（支出分）	108百万円	2百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
広告宣伝費	18,198百万円	15,309百万円
役員賞与引当金繰入額	38百万円	21百万円
給料及び手当	7,983百万円	8,236百万円
業務委託費	1,836百万円	2,729百万円
賞与引当金繰入額	850百万円	915百万円
支払手数料	4,974百万円	5,237百万円
減価償却費	717百万円	709百万円
貸倒引当金繰入額	48百万円	88百万円
おおよその割合		
販売費	50.57%	46.87%
一般管理費	49.43%	53.13%

3 投資有価証券売却益

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式会社タイミーなどの株式売却により投資有価証券売却益を計上しております。

4 事業譲渡益の内容は、次のとおりであります。

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当事業年度において、当社が展開するフリーランス管理ツールpasture事業をフリー株式会社に 会社分割(簡易吸収分割)により承継させたことによる譲渡益を計上しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

5 抱合せ株式消滅差益の内容は、次のとおりであります。

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

抱合せ株式消滅差益の内容は、当社の子会社であった株式会社Brocanteを吸収合併したことによるものです。

6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
ソフトウェア	79百万円	376百万円
器具及び備品	百万円	0百万円
その他	百万円	45百万円
計	79百万円	422百万円

7 特別調査費用の内容は、次のとおりであります。

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当事業年度において、当社連結海外子会社(中国現地法人)であった英才網聯(北京)科技有限公司の総経理による不適切な行為の取引に関する特別調査委員会による調査費用等を計上しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	10,736	10,507
関連会社株式	176	176
計	10,912	10,684

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	422百万円	217百万円
賞与引当金	293百万円	303百万円
貸倒引当金	161百万円	183百万円
未払事業税	63百万円	133百万円
投資有価証券評価損	508百万円	517百万円
株式給付引当金	163百万円	192百万円
株式報酬費用	121百万円	189百万円
資産除去債務	53百万円	55百万円
ソフトウェア	-百万円	86百万円
減価償却費	3百万円	-百万円
その他	86百万円	98百万円
繰延税金資産 小計	1,876百万円	1,979百万円
評価性引当額	1,008百万円	873百万円
繰延税金資産 合計	867百万円	1,105百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	109百万円	105百万円
資産除去債務に対応する除去費用	3百万円	2百万円
繰延税金負債 合計	113百万円	107百万円
繰延税金資産の純額	754百万円	997百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	1.20%	0.68%
受取配当金の益金不算入額	0.00%	2.51%
所得拡大促進税制特別税額控除	4.59%	0.21%
税率変更による税率差異	- %	0.15%
その他	0.64%	0.87%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.59%	27.56%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は14百万円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	80	-	-	19	61	407
	器具及び備品	23	0	0	11	12	486
	計	104	0	0	30	74	893
無形固定資産	商標権	20	-	0	3	16	31
	ソフトウェア	6,349	3,435	489	2,301	6,993	11,328
	のれん	-	308	-	51	256	51
	その他	658	3,868	3,764	-	761	-
	計	7,027	7,611	4,254	2,356	8,028	11,411

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア : サイト開発・追加改修等 3,435百万円

のれん : 株式会社Brocanteの吸収合併に伴うもの 308百万円

当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア : ソフトウェア除却 371百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	525	201	141	586
賞与引当金	919	970	919	970
役員賞与引当金	38	21	38	21
株式給付引当金	535	122	47	610

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 (電子公告URL (https://corp.en-japan.com/))
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第24期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)2024年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第25期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)2024年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書

2024年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2024年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号（当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生）の規定に基づく臨時報告書

2024年7月18日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書

2025年3月5日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2024年7月12日関東財務局長に提出

2024年6月26日提出の臨時報告書に係る訂正報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月23日

エン・ジャパン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾 絹代

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエン・ジャパン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

非上場株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、当連結会計年度末の連結貸借対照表において投資有価証券（非上場株式）を541百万円計上しており、連結総資産の0.95%を占めている。</p> <p>会社は、複数の非上場企業に対して投資先の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額で投資している。</p> <p>当該非上場株式の評価に当たっては、投資時の超過収益力が毀損することにより実質価額が著しく下落したときに、減損処理を行うこととしている。また、投資時の超過収益力の毀損の有無については、投資時における事業計画の達成状況や業績の悪化の程度、資金調達の状況等をもとに、総合的に勘案して判断することとしている。</p> <p>非上場株式は、減損処理が必要と判断された場合の金額的重要性が高く、また、超過収益力の毀損の有無については経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は、非上場株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該非上場株式の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非上場株式の実質価額の著しい下落の有無に関する経営者の判断を検討するために、以下の監査手続を実施した。 ・一定金額以上の簿価がある投資先で、かつ超過収益力考慮前の実質価額が著しく低下している投資先につき、投資時の事業計画の達成状況に関して、当該事業計画と投資後の実績を比較し、乖離状況を評価した。 ・当期に新たに投資した投資先については、その取得価額の合理性につき、会社が作成した評価検討資料を閲覧及び検討した。 ・会社の減損処理要否判定資料を閲覧し、直近の財務諸表を基礎とした実質価額の算定、評価損計上要否の判定及び評価損計上額について再計算を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エン・ジャパン株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、エン・ジャパン株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月23日

エン・ジャパン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾 絹代

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエン・ジャパン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

非上場株式の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（非上場株式の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。